

福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業

実施方針等に関する質問及び意見への回答

- 福岡市拠点文化施設整備及び須崎公園再整備事業実施方針等について、2019年1月16日までに寄せられた質問及び意見への回答を公表します。
- 質問及び意見は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- 質問及び意見への回答は、現時点での市の考え方を示したものです。実施方針等の内容の見直しや詳細化等を行う場合があり、最終的には、入札説明書等で提示しますので御留意ください。

2019年2月6日

福岡市

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
1	用語の定義									協力企業は「業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負する」とありますが、構成員から直接受託・請負することも認められるでしょうか。	協力企業は、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負をしていることが必要です。なお、特別目的会社から業務の一部を直接受託・請負している協力企業が、構成員から業務の一部を直接受託・請負することは可能です。
2	用語の定義									「本施設」とは、事業者が設計・建設等を行う拠点文化施設及び須崎公園全体(公園の一部を建設等を行わず現状のまま利用することを提案した場合の当該部分も含む)を指しているかと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	事業の目的	1	第1	1	(3)					本事業の目的としては、市民利用よりも国内外からの集客エリア形成に主眼が置かれているとの理解でよろしかったでしょうか。	ともに重要な目的であると考えています。
4	事業方式 所有権の移転	2	第1	1	(4)	③				貴市への施設の所有権の移転は、2024年1月31日の施設引渡しを持って行われるという理解で宜しいでしょうか。	所有権の移転は施設の引渡しをもって行います。なお、引渡しの時期は第1期は2024年1月、第2期は2026年3月を想定しており、日付は事業者の提案によります。詳細は、入札公告時にお示しします。
5	事業の業務範囲	3	第1	1	(4)	⑤	ウ	(ア)	ghi	g公園維持管理業務、h外構維持管理業務の作業区分について教えていただきたい。その作業区分は工種、またはエリア、管理者体制等の区分でしょうか。→拠点文化施設の屋外区域を「外構維持管理業務」とされ、その他の屋外区域を「公園維持管理業務」としている。でよいか。※意見書に別途要望を記しています。	ご理解のとおりです。なお、拠点文化施設及び須崎公園ともにSPCを指定管理者に指定します。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
6	事業者の収入等	3	第1	1	(4)	⑥	ア		市は事業者にサービス購入料を支払うと記載がありますが、入札公示の際には、具体的な金額の提示は行われるのでしょうか？	入札公告時に、入札予定価格をお示しします。
7	施設整備の対価	3	第1	1	(4)	⑥	ア	(ア)	「国の交付金を活用した場合」とありますが、現時点で活用を想定している交付金がありましたらご教示下さい。	入札公告時にお示しします。
8	施設整備の対応	4	第1	1	(4)	⑥	ア	(ア)	市が活用を想定されている交付金があればご教示願います。	入札公告時にお示しします。
9	施設整備の対価	4	第1	1	(4)	⑥	ア	(ア)	施設整備の対価として国の交付金を活用した場合とありますが、現在想定されている交付金の対象及び金額(整備費の〇%など)について、ご教示ください。	公園整備への活用を想定しています。想定金額等は、入札公告時にお示しします。
10	施設整備の対価	4	第1	1	(4)	⑥	ア	(ア)	施設整備の対価について、引渡しは2期に分かれておりますが、どのような支払方法(サービス対価が2本になる、2期引渡し後の支払開始など)となるのでしょうか。	施設整備の対価は、1期と2期に分けて、それぞれ、引渡し日以降に支払うことを想定しています。詳細は入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
11	事業者の収入等	4	第1	1	(4)	⑥	ア	(ア)		国の交付金については入札前に金額を提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
12	開業準備の対価	4	第1	1	(4)	⑥	ア	(イ)		開業準備に要する費用について、年度ごとではなく、四半期ごとの支払に変更して頂けませんか？	原案のとおりとします。
13	維持管理・運営に要する光熱水費	4	第1	1	(4)	⑥	ア	(イ) (エ)		「開業準備に要する費用」には、施設の引渡日以降、供用開始日までの光熱水費が含まれますでしょうか。もしくは貴市の負担でしょうか。	開業準備の対価に含まれます。
14	維持管理・運営に要する光熱水費	4	第1	1	(4)	⑥	ア	(エ)		PFI事業の提案段階では実施設計レベルの詳細な図面を作成するわけではなく、新設施設の光熱水費を精度高く積算することは不可能です。維持管理・運営期間にわたって必要となる光熱水費については、市で仮置きしていただいた額を全応募者が入札段階では見込み、当初の数年は清算方式で行い、実績が安定してから事業者のリスク分担において運営することとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
15	維持管理・運営に要する光熱水費	4	第1	1	(4)	⑥	ア	(エ)	光熱水費がサービス対価に含まれていますが、運営期間の中で大規模災害等に影響して光熱水費が値上げとなる可能性もございます。変動リスクは全て事業者の負担となりますでしょうか。運営期間中に光熱水費の見直しについて協議する機会を設けていただくことは可能でしょうか。	光熱水費は物価変動に応じて事業期間中に見直すことを想定しています。詳細は、入札公告時にお示しします。
16	維持管理・運営に要する光熱水費について	4	第1	1	(4)	⑥	ア	(エ)	本項で示す光熱水費とは、本施設全体の光熱水費のことでしょうか。その場合は、施設の利用状況や建物形状、導入する設備システムで光熱水費が異なると考えます。事業契約において予め定める額とは上記のような場合でも定額となることを示すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	維持管理・運営に要する光熱水費	4	第1	1	(4)	⑥	ア	(エ)	本施設の維持管理・運営に要する費用のうち光熱水費は、あらかじめ定める額を維持管理・運営期間終了までの間支払うとの記載がありますが、本施設は新設であり、光熱水費については事業開始前に正確な数字を想定することが困難であることから、初年度は実績ベースでの支払いとし、2年目以降は初年度の水準を参考に支払額を協議・決定することが望ましいと考えます。上記のような変更は可能でしょうか？または初年度については提案金額をベースに支払いを行い、初年度の実績をベースに契約金額変更の協議の機会をいただきたいと考えます。2年目の事業計画協議時に、光熱水費について変更協議は可能でしょうか？	原案のとおりとします。
18	利用料金収入	4	第1	1	(4)	⑥	イ	(ア)	利用料金について市が条例で定める利用料金額を上限として、市の承諾を得て指定管理者が定めることを想定とありますが、事業収支を検討する上で重要な要素となります。要求水準書別紙17で詳細に市の考え方を明らかにしていただければと思料しますが、別紙17の公表時期をご教示ください。	入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
19	利用料金収入	4	第1	1	(4)	⑥	イ	(ア)	市が支払う維持管理・運営の対価は、事業者が維持管理・運営に必要とする経費から指定管理者である事業者が得る利用料金等を差し引いた額になると思料しますが、予定価格を設定する上での利用料金収入や稼働率をどのように市が考えたのかを具体的にお示しください。	利用料金収入の想定やその前提となる稼働率の考え方をお示しする予定はありません。
20	利用者から得る利用料金収入	4	第1	1	(4)	⑥	イ	(ア)	駐車場使用料について、競艇場駐車場の使用料の考え方はどのような想定をされておりますでしょうか。	競艇場駐車場の使用料は、競艇場の収入とし、事業者の収入にはなりません。
21	利用者の水光熱費用負担について	4	第1	1	(4)	⑥	イ	(ア)	利用者が使用した水光熱費用は、施設利用料に含まれるのでしょうか。	拠点文化施設と公園で異なります。詳細は、入札公告時にお示しします。
22	利用料金収入	4	第1	1	(4)	⑥	イ	(ア)	福岡市公園条例施行規則(昭和33年)で定める利用料金について、時勢に合わせて見直しの可能性がないかご教示願います。	要求水準書(案)第9-1-(12)-②を参照してください。
23	利用者から得る利用料金収入	4	第1	1	(4)	⑥	イ	(ア)	諸室使用料につきまして、現時点での想定をご教示下さい。	入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
24	利用者から得る利用料金収入	4	第1	1	(4)	⑥	イ	(ア)		付属設備使用料につきまして、現時点での想定をご教示下さい。	入札公告時にお示しします。
25	利用者から得る利用料金収入	4	第1	1	(4)	⑥	イ	(ア)		駐車場使用料につきまして、現時点での想定をご教示下さい。	入札公告時にお示しします。
26	利用者から得る利用料金収入	4	第1	1	(4)	⑥	イ	(ア)		事業者の収入とする駐車場使用料には、活用を予定している競艇場駐車場の使用料は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	利用者から得る利用料金収入	4	第1	1	(4)	⑥	イ	(ア)		「利用料金については、市が条例で定める利用料金額を上限として」とありますが、当選した事業者がご提案する料金を前提に貴市の条例を改正するという理解でよろしいですか。	入札公告時に利用料金の上限額(案)をお示しし、事業者にはその範囲内で利用料金額をご提案いただきます。落札者決定後に、上限額(案)及び落札者の提案を踏まえて、市が新たに施設設置条例を制定します。
28	事業スケジュール(予定)	5	第1	1	(5)					1期の引渡し日2024年1月から1期の供用開始日2024年3月までが3ヶ月確保できていませんが、これほどの規模のホールであれば、スタッフの研修、舞台設備の慣熟期間を考慮すると3ヶ月は必要です。スケジュールの再考をしていただけませんか。	原案のとおりとします。なお、引渡し日を前倒しする事業者提案は可能とします。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
29	事業スケジュール (予定)	5	第1	1	(5)					引渡日, 供用開始日ともに月内であれば日にちは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	整備の概要	7	第2	2						現在の市民会館の敷地と同じ面積を現在の須崎公園の公園区域から除外するとありますが, 拠点文化施設の敷地面積は現在の市民会館の敷地と同じ面積となるとの理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	整備の概要	7	第2	2						「拠点文化施設の供用開始後, 現市民会館を解体し」とありますが, 文化拠点施設と現市民会館が同時に稼働する期間があるのでしょうか。あるとすればどの程度の期間でしょうか。	事業者が提案した拠点文化施設の開館日より前に, 市民会館を閉館する予定としていますので, 同時に稼働する期間はありません。
32	整備の概要	7	第2	2						都市計画審議会にて事業者の提案が認められることが前提であり, 認められなかった場合のリスク(例えば計画変更に伴う費用増や事業中止)は貴市の負担とのことではよろしいでしょうか?	都市計画変更リスクについては, 別紙のリスク分担表のとおりです。詳細は, 入札公告時にお示しします。
33	敷地境界線の設定	7	第2	2						「現須崎公園内の適地に拠点文化施設を整備し」とありますが, 拠点文化施設の敷地境界線は, 提案により任意に設定可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準を満たすことを前提に, 事業者が提案してください。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
34	整備の概要	7	第2	2						須崎公園区域の変更手続きについて、拠点文化施設整備範囲の除外と現拠点文化施設の公園への編入手続きは、合わせて行うと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
35	施設規模	7	第2	3	(1)					拠点文化施設 中ホールエリア(約800席)ですが、現在、福岡市内には商業演劇を実演出来る会場がなく、良い演目は、北九州芸術劇場、久留米シティプラザで実施するしかないような状況であります。そんな中、東京からの交通費、宿泊費、を考えると、キャパ1000が望ましいかと思いますが、なぜキャパ800なののでしょうか？	これまでの検討経緯等については、福岡市拠点文化施設基本構想などの公表資料を参照してください。
36	拠点施設の延床面積について	7	第2	3	(1)					拠点施設の延床面積、20,000㎡(地下駐車場を除く)の程度について上下何%の目安はありますか。	数値の目安はありません。要求水準を満たすことを前提に、適切な面積をご提案ください。
37	拠点施設の延床面積について	7	第2	3	(1)					拠点施設の延床面積から地下駐車場を除くことの根拠は、建築基準法の容積率対象外という意味でしょうか。(地下である限り事業者の提案に任せるというニュアンスでしょうか。)	記載の面積は建築基準法の延床面積であり、容積率対象の床面積ではありません。容積率対象面積については、建築基準法に基づき算定してください。また、駐車場の床面積については基準は設けておらず、事業者の提案によることとします。
38	施設規模	7	第2	3						各諸室の面積要件は個別に上限、下限が提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	提示する予定はありません。要求水準を満たすことを前提に、適切な面積をご提案ください。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
39	審査の手順	9	第3	1	(3)	②				評価額の算出は加算方式、除算方式どちらになりますでしょうか。事業目的の一つである「拠点文化施設及び須崎公園に求める役割・機能が最大限発揮される」ことに応える提案に対する評価基準は、除算方式では無く加算方式での審査が望ましいと考え、意見として提案いたします。除算方式はコスト偏重の提案になりがちと考えます。	入札公告時にお示しします。
40	審査の手順	9	第3	1	(3)	②				落札者決定基準においては、入札価格の上限価格が設定されるのでしょうか。その場合は、公告時に公表される理解で宜しいでしょうか。	入札予定価格は、入札公告時に入札説明書でお示しします。
41	検討委員会の設置	9	第3	1	(4)					検討委員会は、提案内容を評価するものであり、価格を含めた総合的な判断はされないという理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
42	スケジュール	11	第3	2	(1)					2020年8月都市計画審議会への付議→9月事業契約締結となっており、リスク分担表では市の責めに帰すべき事由により、都市計画審議会に付議できない場合、又は否決された場合のリスクは市の負担となっております。事業契約締結前にリスク負担に対する担保は図られるのでしょうか。また、供用開始が遅れた場合はどのような措置(事業期間の延長など)が取られるのでしょうか。	事業への影響を勘案して、市が適切な対応を行う予定です。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
43	債務負担行為	11	第3	2	(1)					2019年3月と2020年3月に債務負担行為の議決を予定されておられますが、二つの違いをご教示ください。	スケジュール上、債務負担行為の年度内に契約できないため一旦債務負担行為が失効します。このため、契約年度に改めて債務負担行為を行う必要があることによります。
44	第2回質問	11	第3	2	(1)					入札説明書等に関する質問の受付締切(第2回)が官民対話の前に設定されています。官民対話の内容を踏まえて質問可能な時期に変更をお願いできないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
45	選定スケジュール	11	第3	2	(1)					当該規模の事業を検討するにあたり、記載のスケジュールで検討を進めることは短すぎると思慮します。入札書類の受付を後ろ倒しにして、検討期間を長くして頂けないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
46	事業者の募集及び選定のスケジュール	11	第3	2	(1)					2019年8月「入札説明書等に関する質問への回答(第2回)」から2019年9月「入札書類(提案審査書類)」の提出までの期間について、質問回答の内容によっては提案審査書類の変更が生じる可能性もあることから、1ヶ月以上の期間を空けて頂けますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
47	事業者の募集及び選定のスケジュール	11	第3	2	(1)					2019年11月「落札者の決定及び公表」から2020年8月「都市計画審議会への付議」までの期間について、短縮される可能性はございますでしょうか。また、事業契約の締結の時期が前倒しになる可能性はございますでしょうか。	現時点では想定しておりません。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
48	スケジュール	11	第3	2	(1)					落札者決定基準の公表の時期をご教示願います。	入札公告時にお示しします。
49	スケジュール	11	第3	2	(1)					予定価格の公表の時期をご教示願います。	入札公告時にお示しします。
50	スケジュール	11	第3	2	(1)					入札説明書の公表の時期をご教示願います。	実施方針第3-2-(1)を参照してください。
51	事業者の募集及び選定のスケジュール	11	第3	2	(1)					入札書類の受付が2019年9月となっておりますが、上旬、中旬、下旬のどの時期を予定されていますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
52	事業者の募集及び選定のスケジュール	11	第3	2	(1)					入札説明書等に関する質問への回答公表(第2回)が2019年8月となっておりますが、入札書類(提案審査書類)の受付である2019年9月までの期間が短く、回答内容に対する対応ができない可能性があります。回答公表を8月のできるだけ早い時期、入札書類の受付を9月のできるだけ遅い時期にさせていただけないでしょうか。	入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
53	事業者の募集及び選定の手順に関する事項	11	第3	2	(1)					予定ですと、事業契約の仮契約締結(2019年12月)から事業契約の締結(2020年9月議会議決)まで約9ヶ月あり、この間には実務の空白が生じ工事を遅延させる恐れがあります。この期間に設計着手は可能でしょうか。 また、可能な場合は、福岡市様からの指示書等のご提示はありますでしょうか。ご教示願います。	第1文及び第2文については、設計業務は事業契約の締結後に実施してください。ただし、落札者が自らの判断および費用負担で設計業務の事前準備を行うことは妨げません。 第3文については、落札者が行う事前準備に対して市が指示書等を提示することは想定していません。
54	入札説明書等に関する質問の受付及び回答	13	第3	2	(5)					入札説明書等に関する質問については、「質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、市ホームページにおいて公表する」とのことですが、そのご判断について、公表前に確認を頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	事前に確認する予定はありません。
55	入札説明書等に関する質問の受付及び回答	13	第3	2	(5)					官民対話の実施に際して、より有意義な情報交換の場とさせて頂きたく、複数関係者(20名程度)の出席をお認め頂けますでしょうか。また、資料等(図面、スライド、模型等)を提示しての意見交換をさせて頂くことも差し支えないでしょうか。	官民対話の実施方法等については、概要を入札公告時にお示しし、詳細については、入札参加者に個別に通知します。
56	都市計画の変更について	14	第3	2	(10)					「市は要求水準書及び事業予定者からの提案審査書類に基づき都市計画案を作成し、須崎公園に係る都市計画変更手続を行う。」とありますが、その期間はどの程度を想定すればよろしいでしょうか。	市の手続き期間としては、落札者の決定から都市計画審議会付議までの期間程度を想定しています。
57	都市計画の変更について	14	第3	2	(10)					「事業予定者は、市が都市計画審議会に付議するための都市計画案の作成に協力するほか、市が求める提案内容の修正やその他必要な要請に対応しなければならない。」とありますが、貴市の求める修正とはどのようなことを想定されていますか。	都市計画公園として相応しい区域とするための修正が発生することを想定しています。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
58	都市計画の変更	14	第3	2	(10)					都市計画審議会への付議に関して協力を求められておりますが、それらに係る費用については、事業契約が締結できなくてもお支払いいただけるのでしょうか？	契約締結リスクについては、別紙のリスク分担表のとおりです。詳細は、入札公告時にお示しします。
59	都市計画の変更	14	第3	2	(10)					貴市による須崎公園に係る都市計画変更手続きが予定されており、事業予定者には都市計画審議会に付議するための都市計画案作成等の協力義務が課せられておりますが、貴市が想定する協力行為とは具体的にはどのような業務でしょうか。	図面の提出等を想定しています。
60	入札参加者の構成等	15	第3	3	(1)					事業期間においてよりリスクをコントロール出来るものが代表企業を務めるものと考えますが、建設期間と維持管理運用期間の切替時において、代表企業と構成員が出資割合を変更し、代表企業の役を交代することは可能でしょうか。	市の承諾を受けた場合に限り出資割合の変更が可能です。ただし、すべての構成員は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとします。
61	構成員等による複数業務の実施	15	第3	3	(1)	③				建設業務と設計業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねることは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
62	構成員等による複数応募の禁止について	15	第3	3	(1)	④	イ	(ア)	【第3,3,(1),③構成員等による複数業務の実施】8行目に「…ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。」とあります。「以下同じ」は次の④構成員等による複数応募の禁止にも適用されますか。当社の役員がグループXの構成員A社の社外取締役を兼ねていた場合でも、当社が別なグループYの中の構成員または協力企業になることは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	構成員等による複数応募の禁止	16	第3	3	(1)	④	イ	(ア)	A社役員及びB社役員は共にC社役員を兼ねていると仮定します。但し、A社とB社の間には資本関係も人的交流も存在しません。このようなケースに於きまして、A社とC社が同グループの入札参加者(何れの社も構成員もしくは協力企業)となり、B社が別グループの入札参加者(構成員もしくは協力企業)となった場合、A社、B社、C社は全て欠格となるのでしょうか？	人的関係にあるB社及びC社が他の入札参加者の構成員又は協力企業となることできないため、A社及びC社が属する応募グループ及びB社が属する応募グループについては、グループそのものが入札参加資格を満たしません。
64	構成員等による複数応募の禁止	16	第3	3	(1)	④	イ	(ア)	一方の会社の社員(※役員でない者)が他方の会社の役員を兼ねている場合は、「構成員等による複数応募の禁止」に抵触しない、という理解で宜しいでしょうか？	人的関係については、ご理解のとおりです。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
65	共通の入札参加資格	17	第3	3	(2)	①	ク			本事業についてアドバイザー業務に関係した12社は、入札参加資格を有しないと解されますが、この12社に対して、たとえば構成員として本事業全体に参画するのではなく、提案時にアドバイザーとして当該企業へ業務を委託した場合には、本項の資格喪失要件に該当すると理解してよろしいでしょうか。	アドバイザー業務に関係している者は構成員及び協力企業になることはできません。
66	共通の入札参加資格	17	第3	3	(2)	①	ケ			検討委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこととありますが、市が出資する法人などは参加可能でしょうか。	参加は可能です。
67	個別の入札参加資格	17～20	第3	3	(2)	②				事業者の参加資格要件の証明の仕方は、公告段階で示されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	個別の入札参加資格	17～20	第3	3	(2)	②				実績要件は、個人(業務責任者や業務担当者)の実績ではなく、法人としての実績という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	個別の入札参加資格	17～20	第3	3	(2)	②				JVとして業務に取り組む場合、入札参加資格要件は、どちらかの企業が要件を満たしていれば宜しいでしょうか。	複数の者で業務を実施する場合の要件につきましては、全ての者が該当を要するもの、1人以上が該当を要するものがあります。詳細は、実施方針第3-3-(2)-②を参照してください。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
70	個別の入札参加資格	18	第3	3	(2)	②	ア		設計業務について、実績は海外の実績で宜しいでしょうか	国外の実績についても対象とします。
71	個別の入札参加資格	18	第3	3	(2)	②	ア		工事監理業務について、実績は海外の実績で宜しいでしょうか	国外の実績についても対象とします。
72	個別の入札参加資格	18	第3	3	(2)	②	ア	(ウ)	設計・建設・工事監理の参加資格である「固定席1,000席以上かつ延べ床面積5,000㎡以上の劇場・ホール施設の新築実績」について、設計JV若しくは建設JVとしての受託実績も、要件を満たすという認識でよろしいでしょうか。	実績が共同事業体案件の場合は、当該共同企業体の代表企業であったこと、又は実施した業務において、自らが雇用する技術者を配置し主要な業務を担った場合のみ実績として認めます。なお、それらを証明する書類の提出が必要となります。
73	個別の入札参加資格	18	第3	3	(2)	②	ア	(ウ)	本事業はWTO政府調達協定の対象であることから、加盟国における実績も含まれると考えてよろしいでしょうか。	WTO加盟国以外も含め、国外の実績についても対象とします。
74	都市公園と類似した施設	18	第3	3	(2)	②	ア	(エ)	「都市公園と類似した施設」とは、民間企業の所有地10ha(緑地部分約8ha)の敷地に工場建設と敷地全体の整備をする目的で設置された、不特定多数の人が利用できる有料施設(公園)も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	都市公園と類似した施設とは、有料無料を問わず、不特定多数の人が利用できる屋外空間の面積が10,000㎡以上である施設とします。なお、可否については、入札公告後の質問において、具体的な実績を提示していただいたうえで、質問者に対し個別に回答することとします。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
75	個別の入札参加資格	19	第3	3	(2)	②	イ	(オ)	固定席1,000席以上かつ延床面積5,000㎡以上の劇場・ホール施設の新築工事とありますが、昨年当社にて竣工させた複合スポーツ施設「久留米アリーナ」は主用途はスポーツ施設ですが観覧場としても使用出来、席数・延床面積もクリアしているため、今回の実績に該当すると考えてよろしいでしょうか？	固定の舞台と舞台機構を有する劇場・ホールとしますので、提示された施設は該当しません。
76	個別の入札参加資格	19	第3	3	(2)	②	イ	(カ)	「都市公園と類似した施設」とは、民間企業の所有地10ha(緑地部分約8ha)の敷地に工場建設と敷地全体の整備をする目的で設置された、不特定多数の人が利用できる有料施設(公園)も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	No.74の回答を参照してください。
77	個別の入札参加資格	19	第3	3	(2)	②	イ	(カ)	「都市公園と類似した施設」とは、民間企業が整備した商業施設の屋上に設置される「合計11,500㎡(GL～9Fまで)の屋上公園」も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	No.74の回答を参照してください。
78	個別の入札参加資格	19	第3	3	(2)	②	イ	(カ)	「都市公園と類似した施設」とは、約1.7haの敷地面積に整備された建物の約6,000㎡の屋上庭園で、多目的に利用できる施設を含みますか。	No.74の回答を参照してください。
79	個別の入札参加資格	19	第3	3	(2)	②	ウ	(ウ)	本事業はWTO政府調達協定の対象であることから、加盟国における実績も含まれると考えるとよろしいでしょうか。	No.73の回答を参照してください。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
80	個別の入札参加資格	20	第3	3	(3)	①				参加資格要件の確認基準日は2019年7月末日と考 えて宜しいでしょうか。	入札参加資格確認基準日については、入札公告時 にお示しします。
81	個別の入札参加資格	20	第3	3	(2)	②				設計業務や建設業務を行う者の入札参加資格とし て、一定の席数(1,000席以上)や延床面積(5,000㎡ 以上)を条件にしている一方で、運營業務を行う者の 入札参加資格で一定の席数を条件にしている理由 はありますでしょうか。運營業務は長期間にわたる 事業であることから相応の業務実績は必要であると 思料します。	原案のとおりとします。
82	個別の入札参加資格	20	第3	3	(2)	②	エ			民間事業の総意工夫やノウハウを本事業に活用する ため、維持管理業務及び運營業務につきましても、 一定の管理実績を求める必要があると考えますが如 何でしょうか。	原案のとおりとします。
83	入札参加資格につ いて	20	第3	3	(2)	②	エ			維持管理業務の実績として、劇場・ホール施設とあり ますが、延床面積約40,000㎡・多目的展示室面積約 8,000㎡(コンサートや展示会を実施)の維持管理業 務は実績に該当しますか。	維持管理業務の実績として認める施設は、固定の舞 台や舞台機構を有する劇場・ホールとします。
84	個別の入札参加資格	20	第3	3	(2)	②	エ			維持管理業務を行う者の入札参加資格について、劇 場・ホール施設の実績を有するものとありますが、自 己申告による実績でよろしいか？またそれを証明す る契約書等の提出が必要になりますか？	実績の証明に必要な書類等については、入札公告 時にお示しします。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
85	個別の入札参加資格	20	第3	3	(2)	②	オ		「運營業務を行う者」の入札参加資格について、ホールの運營業務は大変重要かつ特殊性もあることから、本事業と同等の座席数の劇場・ホール施設の運営実績を有する必要はありませんでしょうか。	原案のとおりとします。
86	個別の入札参加資格	20	第3	3	(2)	②	オ		「1年以上の運營業務の実績を有する」とありますが、ここで示されている運營業務とは具体的にはどういった内容でしょうか。	固定の舞台や舞台機構を有する劇場・ホールにおける、貸館業務を含むものとします。
87	競争入札参加資格の審査	20	第3	3	(3)				「3の(2)に掲げる入札参加資格のうちアからウでそれぞれ(ア)の要件を満たしていない者は」とありますが、ここでいうアは前項の設計業務を行う者、イは建設業務を行う者、ウは工事管理業務を行う者との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	構成員及び協力企業の変更に係る特例	21	第3	3	(4)	②	ア	(ア)	構成員及び協力企業の変更に際して、「その理由がやむを得ないと認めるときは…承認することがある」とありますが、「実施方針 16頁 (2)入札参加者の備えるべき入札参加資格 ①共通の入札参加資格」の各号に抵触する事由での変更についてもやむを得ないと認めていただける対象に当たるとの解釈でよろしいですか。	やむを得ないと認めるかどうかは、個別に判断します。なお、原則として構成員及び協力企業の変更は認めません。
89	構成員及び協力企業の変更	21	第3	3	(4)	②	ア	(ア)	”やむを得ない”とは、具体的にどのような状況を指していますでしょうか？	具体的に想定しているものはありません。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
90	構成員及び協力企業の変更	21	第3	3	(4)	②	ア	(ア)	「イ 入札書類(提案審査書類)提出日から落札者決定日まで」の条件とは異なり、代表企業も含めて入札要件を満たせば変更可能ということでしょうか？	市がやむを得ないと認めた場合に限り、ご理解のとおりです。なお、原則として構成員及び協力企業の変更は認めません。
91	構成員及び協力企業の変更に係る特例	21	第3	3	(4)	②	イ	(ア)	構成員及び協力企業の変更に関して、「その理由がやむを得ないと認めるときに限り…承認することがある」とありますが、「実施方針 16頁 (2)入札参加者の備えるべき入札参加資格 ①共通の入札参加資格」の各号に抵触する事由での変更についてもやむを得ないと認めていただける対象に当たるとの解釈でよろしいですか。	No.88の回答を参照してください。
92	事業契約を締結しない場合の条件	22	第3	4	(4)				落札者決定日の翌日から事業契約の承認にかかる議会の議決日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は構成員及び協力企業の変更は認められないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	事業契約を締結しない場合の条件	22	第3	4	(4)				落札決定日の2019年11月から事業契約の承認にかかる議会議決日の2020年9月まで、入札参加資格を維持する期間が継続されるのは、事業者にとって大きな負担となります。期限を事業契約の仮契約の締結日までとする等に変更していただきたいと考えます。	原案のとおりとします。
94	契約金額の内訳の公表	23	第3	6					「市は、落札者との契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。」とありますが、貴市が必要と判断されるのはどのような場合でしょうか。	具体的に想定しているものはありません。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
95	契約金額の内訳の公表	23	第3	6						契約金額の内訳の公表について、市が必要と判断した場合とはどのような場合を想定されておりますでしょうか。	No.94の回答を参照してください。
96	融資契約書の写しの提出及び金融機関等と市の協議及び直接協定	27	第6	3						「直接協定を締結することがある」とありますが、具体的な協定事項や内容をご教示いただけますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
97	財政上及び金融上の支援に関する事項	28	第7	2						本事業は、民間資金等活用事業推進機構の投融資の対象との理解でよろしかったでしょうか。	事業者にて確認してください。
98	財政・金融上の支援	28	第7	2						事業者自らが獲得を目指す補助金に対しても同様にご教示願います。	事業者が、財政上の金融支援を受ける場合は、市は可能な限り、支援します。
99	議会の議決	29	第8	1						2020年福岡市第4回定例会議は何月に開催する予定ですか。	9月を予定しています。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
100	リスク分担表 住民対応リスク	別紙	1							住民対応リスクに関して、「本事業そのものに対するもの」に対し「上記以外のもの」とは具体的にどのような住民対応を想定されているか、ご教示いただけますでしょうか。	具体的に想定しているものではありません。
101	リスク分担表 法令変更リスク	別紙	1							別紙1 リスク分担表 法令変更リスク 下段 本事業に直接関係のあるもの以外の法令の変更、新規立法に関するもの と記載がありますが、明らかに予測不可能な物であり、事業者の負担ではないと思われます。その際は、協議とすべきではないでしょうか？	原案のとおりとします。
102	リスク分担 法令変更リスク	別紙	1							法令変更リスクに記載の「上記以外の法令の変更、新規立法の成立に関するもの」としては何か想定されていますでしょうか。 また、福岡市様との協議事項とできないでしょうか。ご教示願います。	第1文については、具体的に想定しているものではありません。 第2文については、原案のとおりとします。
103	リスク分担表 物価変動リスク	別紙	1							物価変動リスクの負担基準は、物価水準等の指標は基準として頂けるという理解で宜しいでしょうか。昨今の建設市況を踏まえると建設物価高騰は大きなリスクと考えます。ついては、入札時と設計建設期間各段階での物価指標比較によるサービス対価改訂の基準や計算方法を定めて頂けないでしょうか。	施設整備の対価は、物価変動を踏まえ、着工前と建設期間中に見直しを行うことを想定しています。詳細は、入札公告時にお示しします。
104	リスク分担表 不可抗力	別紙	1							不可抗力リスクについては、詳細なリスク負担方法は事業契約書(案)において提示するとあります。利用料金制度を導入したうえで、不可抗力リスクも事業者が負担することは、事業者のリスク負担が過大であると考えます。事業者のリスク負担はなしとして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
105	リスク分担表 金利リスク	別紙	1							基準金利について、齟齬の無いよう、貴市よりホームページ上で公表頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。
106	リスク分担表 第三者賠償リスク	別紙	1							第三者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償については貴市のリスクとの理解で宜しいでしょうか。	第三者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償については、市や事業者に帰責事由がないかぎり、当事者間の問題と考えます。
107	リスク分担表 土壌汚染リスク	別紙	2 3							土壌汚染や地下埋設物の対応に伴い、設計着手や建設工事着手が遅延したことによるリスクは、事業者においてコントロールできないため、貴市の負担と理解して宜しいでしょうか。	事業者に帰責事由がない場合においては、ご理解のとおりです。
108	リスク分担表 用地リスク	別紙	2							建設段階および建設準備工事段階においては、貴市に確保頂いた建設予定地内において資材置き場等を設置することで問題ございませんでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、須崎公園は地区避難場所に指定されているため、工事に支障がない範囲で可能なかぎり避難場所を確保できる工事ヤードを計画してください。
109	リスク分担表 用地リスク	別紙	2							埋蔵文化財に関するものも市のリスクとの理解で宜しいでしょうか。	事業者に帰責事由がない場合においては、ご理解のとおりです。なお、事業用地は、埋蔵文化財の包蔵地外となっております。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
110	リスク分担表 建設着工遅延リスク	別紙	2							「上記以外の要因によるもの」とは具体的にどのようなものを想定されていますでしょうか。ご教示ください。	具体的に想定しているものではありません。
111	リスク分担表 建設着工遅延リスク	別紙	2							建設着工遅延リスクに記載されております「上記以外の要因によるもの」とは具体的に何か想定されていますでしょうか。また、福岡市様との協議事項とできないでしょうか。ご教示願います。	第1文については、具体的に想定しているものではありません。 第2文については、原案のとおりとします。
112	リスク分担表 施設瑕疵リスク	別紙	4							施設瑕疵リスクについて、事業期間中に瑕疵が発見された場合、事業者負担と記載がありますがどのような場合を想定されていますでしょうか。一般的に瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、「構造耐力上主要な部分」若しくは「雨水の浸入を防止する部分」について生じた場合(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)には、当該請求を行うことのできる期間は10年、その他については2年という認識です。	ご指摘のとおり、瑕疵担保期間は2年と10年になります。リスク分担を修正して、入札公告時に事業契約書(案)でお示しします。
113	リスク分担表 施設瑕疵リスク	別紙	4							「施設瑕疵リスク」の項目については、建設に関するリスクではないかと考えますが、ここで分類されている「維持管理・運営段階」とは、「その時期に発生した」との理解で宜しいでしょうか。もしくはリスクの所在が「維持管理・運営」ということでしょうか。教示下さい。	引渡しを受けた日以降(維持管理・運営段階)でも、施設に瑕疵があるときは、事業者がリスクを負担するという趣旨です。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
114	リスク分担表 性能リスク	別紙	4							「性能リスク」の項目については、設計に関するリスクではないかと考えますが、ここで分類されている「維持管理・運営段階」とは、「その時期に発生した」との理解で宜しいでしょうか。もしくはリスクの所在が「維持管理・運営」ということでしょうか。教示下さい。	維持管理・運営期間において、事業者の業務が要求水準を満していない場合は、事業者がリスクを負担するという趣旨です。
115	リスク分担表 技術革新リスク	別紙	4							貴市の指示により発生するもの以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化により発生する増加費用とは、施設や設備の改修に必要な費用を想定されているのでしょうか？その場合、貴市所有の施設、設備に対して事業者の費用にて改修をしなければならないのでしょうか？	ご理解のとおりです。
116	リスク分担表 技術革新リスク	別紙	4							「上記以外の技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化」とはどのようなものかご教示願います。	技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化に起因して、市の指示以外で発生する費用になります。
117	リスク分担表 水光熱費変動リスク	別紙	4							水光熱費は相当な頻度で単価の変動が想定されることから、 ① 利用者変動や物価上昇に基づき価格の改定や事業者との協議の機会を設けていただけないでしょうか。 ② また改定にあたり採用される指標を提示頂けないでしょうか。	①については、維持管理・運営に要する光熱水費は物価変動に伴い改定することを想定しています。 ②については、入札公告時にお示しします。
118	リスク分担表 維持管理・運営段階	別紙								維持管理・運営リスクについて、物価変動等には光熱水費の料金(基本料金や使用料金)の単価変動も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
119	光熱水費に関するリスク	別紙							別紙:リスク分担表 に示された維持管理運営リスクにおいて、光熱水費については、水道法の改正に伴い水道料金の変動リスクが予想できない場合があります。これは法令変更リスクのうち、直接本事業に関連する法令制度の変更として、市の負担であると考えてよろしいでしょうか。	本事業に直接関係する法令の変更には、本施設の整備及び維持管理・運営に関する事業以外の事業にも適用される法令の変更は含みません。水道法の改正は、本施設の整備及び維持管理・運営に関する事業以外の事業にも適用される法令の変更になりますので、市がリスクを負担する法令の変更には該当しません。なお、維持管理・運営に要する光熱水費は物価変動に伴い改定することを想定しています。
120	光熱水費に関するリスク	別紙							別紙:リスク分担表 に示された物価変動リスクについて、人件費の変動リスクについても一定程度を超えた場合は市の負担になると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
121	リスク分担表	別紙							開館準備段階のリスク分担表はありませんが、当該期間中は、貴市はまだ施設の所有権を有しておられませんので、当該期間中に、万一、貴市の責によって施設が損傷された場合、市に負担頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	保険								履行保証や保険に関する諸条件は、入札公告時に公表されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■実施方針に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
123	その他									説明会及び見学時に確認したのですが、ホームレス等への立退き要請について、市が対応を行っていただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
1	事業期間	4	第1	3	(4)					拠点文化施設及び須崎公園(1期)の設計建設期間が2024年1月終了し、3月から維持管理運営期間が始まることから、2月中は開業準備期間に当たるものの、維持管理運営業務は対象外という理解で宜しいでしょうか。	維持管理業務及び運営業務の期間ではありませんが、開業準備業務の維持管理・運営準備業務でご対応いただく期間となります。
2	要求水準の変更事由	5	第1	6	(1)					「その他業務内容の変更が特に必要」ということが認められる例についてご教示願います。	具体的に想定しているものではありません。
3	事業期間終了時の引継ぎ等	6	第1	8						建物竣工時においてはライフサイクルを70年間とした長期修繕計画を策定しておりますが、70年もの期間にわたる長期修繕計画はその精度に大きな疑問がでます。30年程度のものとして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	事業用地	8	第2	2	(3)					事業地と各隣地との境界は確定済であり、第三者との紛争等も無いものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	埋蔵文化財について	8	第2	2	(3)					事業用地の記載において、保全する砲台跡以外に、敷地内に埋蔵文化財についての記載がありませんが、公園内に調査等が必要となる埋蔵文化財は無いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
6	敷地面積	8 10	第2	2	(4)	①				市道天神44号線沿いの公園区域内に設置可能な車両出入口について、当該車両出入口の面積を確認申請に係る敷地面積に加算できるとありますが、現須崎公園の公園区域から除外する拠点文化施設の整備用地として設定する敷地面積は、当該車両出入口の面積を含まず、10,573.63㎡とするものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	施設の機能及び性能に関する要求水準	8	第2	2	(3)					事業用地について、整備面積約38,100㎡、管理面積約38,000㎡となっており、この差の100㎡の用地を教えてください。※管理をしなくて良い区域	別紙7「事業用地図」を参照してください。
8	配置計画	9	第2	2	(4)					天神エリアとウォーターフロントエリアの回遊性を強化する動線を確認するとありますが、現市民会館エリアと現須崎エリアは道路で分断されております。道路部分について、動線確保のための整備は市が行うのでしょうか。	現時点で市で整備する予定はありません。なお、回遊動線の計画に合わせ、県道須崎天神線の横断歩道等を付け替えることは事業者の業務としています。
9	配置計画	9	第2	2	(4)					ゾーニングイメージが示されており、「イメージ図を参考にするとともに」とありますが、配置提案にあたってイメージ図から変更してはならないゾーン配置等はないと理解してよろしいですか。	ゾーンの位置関係については、変更できません。ゾーンの規模や形状については、事業者の提案に委ねることとします。
10	配置提案にあたっての条件	9	第2	2	(4)	①				「施設と公園が一体となった都市の魅力向上に寄与するシンボリックな景観をエリア全体で創出すること」とありますが、公園内の既存の県立美術館側の観点から、今回整備する拠点文化施設の建物に対して配慮すべき点、要望（デザインなど）などはございますでしょうか。	具体的に想定しているものはありません。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
11	配置提案にあたっての条件	10	第2	2	(4)	①				拠点施設への車両出入口は文化施設の敷地面積に入れられないという設定でも良いのかご教示願います。	ご理解のとおりです。
12	配置提案にあたっての条件	10	第2	2	(4)	①				「県立美術館との動向を踏まえ、将来的にさまざまな可能性に対応できる配置計画とする。」とありますが、県立美術館の動向とは、どういったものが想定されますでしょうか。また、将来的にさまざまな可能性とは具体的に何か想定されるものがございますでしょうか。	福岡県により「新・福岡県立美術館基本構想検討委員会」が設置され、平成29年3月に報告がなされていますので、確認してください。
13	配置提案にあたっての条件	10	第2	2	(4)	①				「公園区域内には、車路(先述の車両出入口を除く)、駐車・駐輪スペース、車寄せなどを設けることはできない」とありますが、公園区域ではなく、拠点文化施設の整備用地であれば、車路、駐車・駐輪スペース、車寄せ、車両出入口等を設けてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	配置提案にあたっての条件	10	第2	2	(4)	①				「那の津通りと市道天神44号線沿いに幅員6m以上の公園区域を設ける。」「市道天神44号線沿いの公園区域内に、拠点文化施設への車両出入口を最大で2カ所設けることができる。なお、拠点文化施設の確認申請に係る敷地面積には、当該車両出入口の面積を加算することができる。」以上2文からは、出入口に供する公園区域は、車両出入口幅の範囲で道路に接道し、道路境界線となり、6m以上の公園区域から除かれて確認申請敷地になると解釈してよろしいのでしょうか。	公園区域からは除くことはできませんが、確認申請の敷地とすることができます。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
15	敷地面積	10	第2	2	(4)	①				市道天神44号線沿いの公園区域内に設置可能な車両出入口について、当該車両出入口の面積を確認申請に係る敷地面積に加算できるとありますが、容積率・建ぺい率算定上の敷地面積(建築基準法施行令第2条1項一号)と考えてよろしいでしょうか。	建ぺい率及び容積率を算定する際は、現市民会館の敷地面積を上限としてください。
16	車両出入口幅	10	第2	2	(4)	①				市道天神44号線沿いの公園区域内に設置可能な車両出入口について、当該車両出入口の歩道切り下げ幅の上限、或いは指定の幅はありますか。	事業者の提案に委ねることとします。なお、道路管理者や交通管理者との協議が必要と考えます。
17	配置提案にあたっての条件 造成計画	10 55	第2 第2	2 5	(4) (2)	① -				P10には「イベント広場ゾーンから、ウォーターフロントへの見通し(オープンスペース)を確保する。」とあり、P55の造成計画では現市民会館敷地について、「護岸構造物越しに水面を見ることのできる高さまで造成を行うことを基本とする。」とあります。イベント広場ゾーンからウォーターフロントの方面に工作物が無いように整備することが要求であり、具体的にウォーターフロントエリアの特定の施設等が見える要求は無いと理解して良いでしょうか。	ウォーターフロントエリア方面への開放的な見通しが確保されていれば、工作物の設置を不可とするものではありません。また、特定の施設の要求はありません。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
18	配置提案にあたっての条件 動線計画 -車両動線	10 13	第2 第2	2 3	(4) (3)	① ②				P10には「市道天神44号線沿いの公園区域内に、拠点文化施設への車両出入口を最大で2か所設けることができる。」とあり、P13には「車両の出入口は、搬入車両、一般車両ともに、市道天神44号線側に設けること。」「来館者と搬入用の車両動線とは区別して計画すること。」とあります。本敷地内への車両の出入口は、天神44号線沿いに2か所のみ設けることができ、①来館者と②搬入用に分けること(=2か所設ける)、と理解して良いでしょうか。	来館者と搬入用の動線は区別する計画としますが、出入口を共通とする提案は可能です。
19	地盤状況等	10	第2	2	(6)					事業場所の地歴については、公告時に開示頂けますでしょうか。	地歴調査等を行っていないため、開示する予定はありません。
20	地中埋設物の状況	10	第2	2	(6)	②				土壌調査は行わないとありますが、地歴に関して情報開示願えませんでしょうか。	No.19の回答を参照してください。
21	土壌汚染状況	10	第2	2	(6)	②				土壌汚染は無いものとして取り扱ってよろしいでしょうか。	事業者にて必要に応じて調査を行う等して判断してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
22	地盤状況等 土壌汚染状況	10	第2	2	(6)	②				土壌汚染状況について、土壌調査は必要に応じて事業者により実施することとありますが、実施方針の別紙「リスク分担表」の2 設計段階の用地リスクにて「土壌汚染 地下埋設物に関するもの」は貴市の負担とされております。調査を行う場合、落札者決定後、設計段階で行うものと理解してよろしいでしょうか。また、土壌汚染対策工事が生じた場合の費用及びこれに伴う工期変更については、同リスク分担表に基づき貴市にてご負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	地盤状況等	10	第2	2	(6)	②				貴市による土壌汚染調査は実施しないとありますが、事業者にて調査を実施し、掘削等が生じる場合には、追加費用を頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者による調査費用については、入札価格に含めて提案してください。調査に関して、市が追加的に費用負担をすることはありません。なお、事業者による調査の結果、土地等に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合のリスクは市が負担します。
24	地中埋設物の状況	10	第2	2	(6)	③				地中埋設物に関する資料の閲覧方法をご教示下さい。	入札公告時にお示しします。
25	地中埋設物の状況	10	第2	2	(6)	③				地中埋設物に関しては提案段階では、市の閲覧資料をもってご提案し、その後予見しない埋設物等により変更せざるを得ない事情が発生した際は市のリスク分担と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
26	地盤状況等 地中埋設物の状況	10	第2	2	(6)	③				<p>地中埋設物の状況について、「事業者にてボーリング調査等を実施し」とありますが、実施方針の別紙「リスク分担表」の2 設計段階の用地リスクにて「土壌汚染 地下埋設物に関するもの」は貴市の負担されております。調査を行う場合、落札者決定後、設計段階で行うものと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>また、地中障害撤去工事が生じた場合の費用及びこれに伴う工期変更については、同リスク分担表に基づき貴市にてご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>工事施工中に生じた予期せぬ地中障害についても同様の扱いと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>第1文及び第2文については、ご理解のとおりです。</p> <p>第3文については、予見できない場合については、ご理解のとおりです。</p> <p>第4文については、ご理解のとおりです。</p>
27	主な導入機能	11	第2	3	(1)					<p>面積の増減の上限下限の指定はないとのことよろしいでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。要求水準を満たすことを前提に、適切な面積をご提案ください。</p>
28	施設の諸室配置	11	第2	3	(2)					<p>(2)施設の諸室配置 の主文、「次の図を基本に、各エリアや室に求められる機能や相互の動線の確保も考慮して、諸室を配置すること」とは要求水準ですか。参考程度でしょうか。</p>	<p>記載の図は、必要な動線や諸室の関係性等についての基本になると考えていますが、要求水準を満たすことを前提に、事業者がより良い提案をすることは可能です。</p>
29	地中埋設物の状況	10	第2	2	(6)	③				<p>地中埋設物の資料閲覧はいつでも閲覧可との理解で良いかご教示願います。</p>	<p>入札公告時にお示しします。</p>

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
30	地中埋設物の状況	10	第2	2	(6)	③				地中埋設物の資料閲覧は、市役所のどこ(どの局、課)で閲覧可能か、問い合わせ先をご教示ください。	入札公告時にお示します。
31	管理者動線	13	第2	3	(3)	①	エ			【諸室配置と動線】図において管理者動線の凡例がありますが、図に表現がありません。誤表記であれば正しい図をご教示願います。	管理事務室からの動線が管理者動線です。
32	動線計画 -車両動線	13	第2	3	(3)	②				上記質問に関連して、①来館者用車両出入口と②搬入用車両出入口について、それぞれ1か所となりますので、それぞれの車両出入口の切り下げは、入口と出口を一体とすると理解して良いでしょうか。	No.18の回答を参照してください。
33	内外装計画	13	第2	3	(5)					「建築設計基準」は公表されていますか？	国土交通省大臣 官房官庁営繕部監修の建築設計基準を示しています。
34	環境配慮計画	14	第2	3	(10)					「福岡市市有建築物の環境配慮整備指針」における適用は“大規模集客施設”で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
35	ごみ置場	15	第2	3	(12)	②				ごみ置場は建物と一体でも良いかご教示願います。	一体での計画も可とします。なお、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例など関係規定を遵守してください。
36	ゴミ置き場	15	第2	3	(12)	②				ゴミ置き場の関連法令とは何を示していますか。また公園施設内へ設置する場合の法令上の扱いをご教示ください。	第1文については、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同条例の施行規則等のことです。第2文については、公園施設内にごみ置き場は設置できません。
37	ゴミ置場	15	第2	3	(12)	②				外構計画に、ごみ置き場の整備について記載がありますが、拠点文化施設の建物と一体として計画することも可能と考えてよろしいでしょうか。	No.35の回答を参照してください。
38	施設の機能及び性能に関する要求水準	15	第2	3	(12)	③				外構計画の駐車場について、地下を中心に80台以上と記載されていますが、工事費のばらつきが生じる為、地下の最大駐車台数の限度を設定頂く事は可能でしょうか。	事業者の提案に委ねることとします。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
39	駐車場	15	第2	3	(12)	③				「拠点文化施設の駐車場は、競艇場既存駐車場の活用とあわせ、敷地内にも整備する」「地下を中心に車いす使用者及び関係者・一般利用者の合計で80台以上の駐車場を整備する」とありますが、 ①敷地内に整備する80台以上の駐車台数について、車いす使用者、関係者、一般利用者の利用台数の内訳があればご教示ください。 ②競艇場既存駐車場を活用した場合、当該駐車場にて確保すべき駐車台数についてお考えがあればご教示ください。 ③敷地内の駐車場について、景観や利用しやすさに配慮しながら、地上に整備する計画は可能でしょうか。	①については、車いす使用者用の駐車場は、6台以上を要求水準としています。関係者・一般利用者の内訳については、事業者の提案に委ねることとします。 ②については、事業者が確保すべき台数はありません。連携して利便性を確保してください。 ③については、要求水準を満たすことを前提に、駐車場の一部を拠点文化施設敷地内の地上に整備することは可能です。
40	駐車場	15	第2	3	(12)	③				「拠点文化施設の駐車場は、競艇場既存駐車場の活用とあわせ、敷地内にも整備する。」とありますが、競艇場既存駐車場の既存データは供出いただけるのでしょうか。	公表する予定はありません。
41	外構計画 -駐輪場	15	第2	3	(12)	③				地下駐車場は必須でしょうか。一部地上駐車場も可能でしょうか。	地下を中心に整備してください。なお、要求水準を満たすことを前提に、駐車場の一部を拠点文化施設敷地内の地上に整備することは可能です。
42	駐車場	15	第2	3	(12)	③				駐車場について、80台以上には車いす使用者用駐車場の6台以上は含まれないとの理解でよろしいでしょうか？	含まれます。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
43	駐車場	15	第2	3	(12)	③				「敷地内の駐車場は、地下を中心に車いす使用者及び関係者・一般利用者の合計で80台以上の駐車場を整備する」、「車いす使用者用の駐車場は、6台以上整備する」とありますが、地下を中心には、駐車台数の過半数以上、或いは80台以上の駐車場全てなど、地下に指定する駐車施設の種類・駐車台数がありませんでしたらご指定ください。	特に指定はありません。地下を中心に整備してください。
44	駐車場 車寄せ	15 16	第2	3	(12)	③ ④				「敷地内に乗降場とは別に、大型バスが2台程度駐車できるスペースを確保する。」「大型バスが同時に5台停車できる乗降場を確保すること。なお、乗降場を大型バスの駐車場として活用することも踏まえて整備すること。」とありますが、7台の駐車スペースの確保が必要ということでしょうか。	駐車スペースとしては、ご理解のとおりです。
45	車寄せ	16	第2	3	(12)	④				繋げるべきエントランスは那の津通り側か天神側か、どちらでしょうか。	エントランスをエントランスホールに修正します。
46	外構計画 -駐輪場	16	第2	3	(12)	⑤				P16に「原動機付自転車を含み、30台程度の駐輪場を確保すること。」とありますが、原動機付き自転車の車両出入口は、上記の来館者用出入口、搬入車両出入口のどちらからでも良いと理解して良いでしょうか。また、自転車と原動機付き自転車の駐輪場は分けて計画してもよろしいでしょうか。配置検討上の制約になるため、ご教示ください。	第1文については、ご理解のとおりです。 第2文については、事業者の提案に委ねることとします。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)			a
47	駐輪場	16	第2	3	(12)	⑤				原動機付き自転車の想定台数があればご提示ください。	事業者の提案に委ねることとします。
48	施設の機能及び性能に関する要求水準	16	第2	3	(12)	⑥				その他の外構施設の待機スペースを計画と記載されていますが、最大大型車何台程度の待機スペースの確保が必要とお考えでしょうか。	事業者の提案に委ねることとします。
49	耐久性能	17	第2	3	(13)	③				耐久性能は、「70年以上となるよう計画する。」とありますが、「建築工事標準仕様書／同解説JASS5鉄筋コンクリート工事(日本建築学会)」に定める計画供用期間において「標準(大規模補修不要期間65年)以上の耐久性能を確保する。」ことと読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	防音性能	17	第2	3	(13)	④				「屋根材は、雨の打撃音や飛行機等の騒音に対して遮音性のある材質とすること。」のうち、飛行機等の騒音の実測データはいただけるのでしょうか。	実測データは保有していないため、公表できません。
51	発電設備	18	第2	3	(14)	②	ウ			災害停電時に一定期間、施設の機能を維持することとありますが、一定期間とは具体的には何時間を想定されているのかご教示願います。	関係法令を最低限とし、利用者の安全確保に十分な時間を事業者にて検討してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
52	設備計画	18	第2	3	(14)	②	ウ			災害停電時には負荷を制限して一定期間・・・とのことですが、一定期間の具体的な定義をご教示ください。	関係法令を最低限とし、利用者の安全確保に十分な時間を事業者にて検討してください。
53	設備計画	20	第2	3	(14)	③	ウ			全キャリアとは、三大キャリア(NTTドコモ, AU, ソフトバンク)との理解で宜でしょうか。	現時点においては、ご理解のとおりです。状況に応じて対応してください。
54	防災設備	21	第2	3	(14)	④	ア			入札期間中における行政との協議は可能でしょうか。当該文化拠点施設の防火対象物上の分類は1項(イ)と解釈して宜しいでしょうか。	第1文については、提案において事業者が必要と判断した場合は、事業者の責任において、必要な行政との協議を行ってください。 第2文については、事業者にて確認してください。
55	その他設備	21	第2	3	(14)	④	エ			AEDの点検・交換は事業範囲に含まれますでしょうか。	事業範囲に含まれます。
56	設備計画	23	第2	3	(14)	⑥	イ	(イ)		拠点文化施設のみ雑用水が必要とし、現市民会館敷地には不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
57	駐車場設備	24	第2	3	(14)	⑨				「駐車場の満空状況がわかる設備を駐車場入り口のほか、那の津通り沿いなど適切な場所に設置する。なお、設置数や設置場所等については、市の承諾を得ること。」では要求水準値が不明です。指示をお願いします。	駐車場利用者に配慮した設置場所や設置数を提案してください。
58	大ホールエリア ホール計画	24	第2	4	(1)					「2,000席以上」とありますが、上限値があればご教示下さい。	5%増を上限としてください。なお、2,000席程度が適切と考えています。
59	大ホールエリア ホール計画	25	第2	4	(1)					「難聴者のための補聴システムを設置する」とありますが、事業者の経験に基づき、より実態と適合するものであれば、導入形態（機材）やカバー範囲については事業者提案で宜しいでしょうか。	客席空間内の全てをカバーしてください。
60	大ホールエリア	26	第2	4	(1)					「1階席のみの利用も想定」、この場合、上部バルコニー席を覆う降下壁などは必要ですか？	事業者の提案に委ねることとします。
61	舞台設備共通	26	第2	4	(1)					設備機器については、納入時点で最新の機器を取り入れることを原則とするとのことですが、提案段階から納入時点まで相当期間があります。仮に、その間に技術革新が進み、提案段階より高機能（高価格）の舞台設備を納入する必要がある場合は、その差額は貴市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか	導入について協議しますが、市が負担することはありません。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
62	大ホールエリア 舞台機構設備	27	第2	4	(1)					①「奈落から舞台上部まで移動することができる昇降用のエレベーターを設置する。」とありますが、舞台上部とはスノコレベルを示していますか。 ②袖舞台内の間口×奥行内に設置可と考えてよろしいでしょうか。 ③エレベーターの積載荷重、サイズに指定はありませんでしょうか。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、ご理解のとおりですが、袖舞台面積の減少は最小限としてください。 ③については、事業者の提案に委ねることとします。利用にあたり支障がないものとしてください。
63	舞台照明設備	29	第2	4	(1)					具体的な仕様や数量は別紙14で理解でよろしいでしょうか。	別紙14で示す予定です。
64	舞台照明設備	29	第2	4	(1)					提案時に当っては、システム採用の考え方に加え、納入時の状況変化への対応も併せて提案することのことですが、あくまでも対応方法を提案すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が実際に実施する対応を提案してください。
65	照明システム	29	第2	4	(1)					一般照明とLED照明の両方に対応可能な照明システムとなっているが、一部を一般照明とした場合、将来LEDへの転換が必要になった際に交換に要する費用はSPC(指定管理者)の負担となるのか。	事業期間内においては、ご理解のとおりです。
66	舞台音響設備	30	第2	4	(1)					具体的な仕様や数量は別紙14で理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
67	その他設備	31	第2	4	(1)					具体的な仕様や数量は別紙13, 14で理解でよろしいでしょうか。	別紙14で示す予定です。
68	大ホールエリア 舞台関係諸室	32	第2	4	(1)					ここでいう「多目的室」とは、一般的に「親子室」と言われる、客席後方に位置する部屋との認識で宜しいでしょうか。	親子室以外の役割もあります。要求水準書(案)をご確認ください。
69	大ホール 中楽屋	35	第2	4	(1)					中楽屋にて、「15～20人程度が利用可能な室を2室以上計画する」、「可動間仕切により必要に応じて、個室として利用できる部屋も一部設ける」とありますが、楽屋を可動間仕切りで分割可能とし、一部を個室として利用できる中楽屋を中楽屋2室以上の内、1室以上設けると考えてよろしいですか。或いは、全ての中楽屋の一部に可動間仕切りにより必要に応じて個室を設けられるようにするという趣旨でしょうか。	1室以上設けてください。
70	大ホール 中楽屋	35	第2	4	(1)					中楽屋にて、「可動間仕切りにより必要に応じて、個室として利用できる部屋も一部設ける」とありますが、個室利用時に当該個室にて個別に利用可能な化粧台、洗面台、電源コンセント等、及び通路からの出入口を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
71	大ホール 大楽屋	36	第2	4	(1)					大楽屋にて、「30～40人程度が利用可能な室を2室以上計画する」、「可動間仕切により必要に応じて、2室として利用できる部屋も一部設ける」とありますが、楽屋を可動間仕切りで分割可能とし、2室として利用できる大楽屋を大楽屋2室以上の内、1室以上設けると考えてよろしいでしょうか。或いは、全ての大楽屋の一部に可動間仕切りに必要に応じて2室を設けられるようにするという趣旨でしょうか。	1室以上設けてください。
72	大ホール 大楽屋	36	第2	4	(1)					大楽屋にて、「可動間仕切により必要に応じて、2室として利用できる部屋も一部設ける」とありますが、2室として利用する時に、それぞれの室にて個別に利用可能な化粧台、洗面台、電源コンセント等、及び通路からの出入口を設けるものと考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
73	大ホールエリア 楽屋関係諸室	36	第2	4	(1)					大ホールエリア、中ホールエリアでそれぞれ給湯室やシャワー室、喫煙室等を要求されていますが、共同使用という形で整備することは可能でしょうか。	それぞれ整備してください。
74	大ホールエリア ホワイエトイレ	37	第2	4	(1)					洗面器および便器数の指定はありませんでしょうか。(空気調和・衛生工学会規格「給排水衛生設備基準」のレベル2など)	事業者の提案に委ねることとします。要求水準書(案)に示すとおり、ゆとりを持たせた規模を確保してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
75	大ホールエリア ホワイエ関係諸室	37	第2	4	(1)					コインロッカーの利用に関しまして、利用者から使用料を徴収し、事業者の収入としてもよろしいのでしょうか。	コインロッカーは無料とします。
76	中ホールエリア ホール計画	38	第2	4	(2)					「800席以上」とありますが、上限値があればご教示下さい。	5%増を上限としてください。なお、800席程度が適切と考えています。
77	中ホールエリア ホール計画 オーケストラピット	40	第2	4	(2)					大ホールエリア、中ホールエリア共にオーケストラピットを整備することとなっておりますが、中ホールエリアのオーケストラピットの必要性につきまして、貴市のお考えをご教示ください。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
78	中ホールエリア ホール計画	39	第2	4	(2)					「難聴者のための補聴システムを設置する」とありますが、事業者の経験に基づき、より実態と適合するものであれば、導入形態(機材)やカバー範囲については事業者提案で宜しいでしょうか。	客席空間内の全てをカバーしてください。
79	舞台設備共通	39	第2	4	(2)					設備機器については、納入時点で最新の機器を取り入れることを原則とするとのことですが、提案段階から納入時点まで相当期間があります。仮に、その間に技術革新が進み、提案段階より高機能(高価格)の舞台設備を納入する必要がある場合は、その差額は貴市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか	No.61の回答を参照してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
80	中ホールエリア	40	第2	4	(2)					オーケストラピットのサイズはどの程度の規模を必要としますか？	事業者の提案に委ねることとします。
81	中ホールエリア 舞台機構設備	40	第2	4	(2)					①「舞台上部まで移動することができる昇降用のエレベーターを設置する。」とありますが、舞台上部とはスノコレベルを示していますか。 ②袖舞台内の間口×奥行内に設置可と考えてよろしいでしょうか。 ③エレベーターの積載荷重、サイズに指定はありますでしょうか。	No.62の回答を参照してください。
82	舞台照明設備	41	第2	4	(2)					提案時に当っては、システム採用の考え方に加え、納入時の状況変化への対応も併せて提案することのことですが、あくまでも対応方法を提案すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	No.64の回答を参照してください。
83	中ホールエリア 舞台関係諸室	45	第2	4	(2)					ここでいう「多目的室」とは、一般的に「親子室」と言われる、客席後方に位置する部屋との認識で宜しいでしょうか。	No.68の回答を参照してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
84	中ホール 中楽屋	48	第2	4	(2)					中楽屋にて、「15～20人程度が利用可能な室を2室以上計画する」、「可動間仕切により必要に応じて、個室として利用できる部屋も一部設ける」とありますが、楽屋を可動間仕切りで分割可能とし、一部を個室として利用できる中楽屋を中楽屋2室以上の内、1室以上設けると考えてよろしいでしょうか。或いは、全ての中楽屋の一部に可動間仕切りにより必要に応じて個室を設けられるようにするという趣旨でしょうか。	1室以上設けてください。
85	中ホール 中楽屋	48	第2	4	(2)					中楽屋にて、「可動間仕切により必要に応じて、個室として利用できる部屋も一部設ける」とありますが、個室利用時に当該個室にて個別に利用可能な化粧台、洗面台、電源コンセント等、及び通路からの出入口を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	中ホール 大楽屋	48	第2	4	(2)					大楽屋にて、「30～40人程度が利用可能な室を2室以上計画する」、「可動間仕切により必要に応じて、2室として利用できる部屋も一部設ける」とありますが、楽屋を可動間仕切りで分割可能とし、2室として利用できる大楽屋を大楽屋2室以上の内、1室以上設けると考えてよろしいでしょうか。或いは、全ての大楽屋の一部に可動間仕切りにより必要に応じて2室を設けられるようにするという趣旨でしょうか。	1室以上設けてください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
87	中ホール 大楽屋	48	第2	4	(2)					大楽屋にて、「可動間仕切により必要に応じて、2室として利用できる部屋も一部設ける」とありますが、2室として利用する時に、それぞれの室にて個別に利用可能な化粧台、洗面台、電源コンセント等、及び通路からの出入口を設けるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	中ホールエリア ホワイエトイレ	50	第2	4	(2)					洗面器および便器数の指定はありませんでしょうか。 (空気調和・衛生工学会規格「給排水衛生設備基準」のレベル2など)	No.74の回答を参照してください。
89	文化活動・交流ホール	50	第2	4	(3)					「持ち込みによる飲食利用も想定した設えとする」とありますが、隣接して給排水設備を有するパントリーの設置が必要と考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねることとします。
90	設備の要求水準	50	第2	4	(3)					文化活動・交流エリアの表の見出しが「内容」となっておりますが、要求水準という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	文化活動・交流エリア (リハーサル室・練習室)	51	第2	4	(3)					可動間仕切り等によるリハーサル室としての分割利用(分割利用時にも室内騒音NC-25を目標とする)は想定されますか。	リハーサル利用として分割利用は想定していません。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
92	リハーサル室・練習室	51	第2	4	(3)					「大ホール楽屋, 中ホール楽屋, 共通エリアから, それぞれ直接アクセスできる動線を確保する。ただし, 各エリアから他のエリアにアクセスできないような動線を検討する」とありますが, カードリーダー等による制御方法も含むものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねることとします。実際の運用を踏まえて, ご提案ください。
93	倉庫 リハーサル室・練習室用	52	第2	4	(3)					「リハーサル室・練習室を分割利用する場合, それぞれの室から入室できるようにする」とありますが, 倉庫内は繋がっていても良いと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	パブリックエリア エントランスホール	52	第2	4	(4)					情報発信コーナーの運営は事業範囲に含まれますでしょうか。	事業範囲に含まれます。
95	エントランスホール	52	第2	4	(4)					公園利用者のロッカー, 休憩場所の利用については, 拠点文化施設の開館時間内のみ利用できるものとする, という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	パブリックエリア エントランスホール	53	第2	4	(4)					「利用者への貸し出し」とありますが, 有料を想定されていますでしょうか。	有料とします。詳細は, 入札公告時にお示しします。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
97	管理エリア	53	第2	4	(5)					市職員や市の関連団体の方などは、常駐しないと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	その他諸室	54	第2	4	(6)					「託児室」の運営は本事業に含まれますか？	託児室は、主催者が公演中に観覧者の子どもを預かる室です。なお、託児室の維持管理及び主催者への貸出は事業範囲内です。
99	その他諸室 託児室	54	第2	4	(6)					「主催者が公演中に観覧者の子供を預かる室」とのことですが、万一事故等発生した場合のリスクは主催者という認識で宜しいでしょうか。	市は、指定管理者と主催者との責任関係については関知しません。
100	その他諸室 託児室 キッズスペース	54	第2	4	(6)					「主催者が公演中に観覧者の子供を預かる室」とのことですが、主催者側に求める資格等ございますでしょうか。ご教示下さい。	必要な法令等については、事業者にて確認してください。
101	その他諸室 託児室 キッズスペース	54	第2	4	(6)					託児室及びキッズルーム(もしくは兼)については、諸室利用料金徴収は可能でしょうか。	入札公告時にお示しします。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
102	拠点文化施設のエリアごとの要求水準_その他諸室	54	第2	4	(6)					託児室について、「実際の運用を踏まえて、設置エリア及び室数を提案すること」とされていますが、託児業務は、貴市または主催者が行う(事業者の業務範囲外)と考えてよろしいでしょうか。 同様に、キッズスペースでの託児業務が発生する場合、事業者の業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。	第1文、第2文のいずれの場合においても、託児室は、主催者が公演中に観覧者の子どもを預かる室です。
103	須崎公園の整備について	54	第2	5	(1)	①				須崎公園の整備について、県立美術館との調和のとれたデザインについて記載がありますが、県立美術館の外構部分は計画敷地に含まれておりません。より良い計画とするために、県立美術館の外構部分のレイアウト変更について提案することは可能でしょうか。	事業範囲外のため、提案できません。
104	須崎公園の要求水準	54	第2	5	(1)	①				須崎公園の要求水準として、拠点文化施設や県立美術館と調和のとれた公園デザインとすることとありますが、県立美術館については将来的な移転や建替えなどの可能性があること、また築年数も古いことから、どこまでの調和が求められるのでしょうか。	事業範囲である県立美術館の外構部分の一部において、動線の調整や空間のつながりを創出することなどを想定しています。
105	施設との調和	54	第2	5	(1)	①				公園と拠点文化施設間に柵や境界を設けないとありますが、拠点文化施設のバックヤード等については柵や境界を設ける事も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	回遊性の向上	55	第2	5	(1)	②				「天神からウォーターフロントエリアへの回遊性の強化に寄与する動線を計画すること。」とありますが、天神からウォーターフロントエリアを示す具体的な資料を提示していただけますか。	要求水準書(案)第2-2-(4)のイメージ図及び福岡市都市計画マスタープランの109ページ「都心部の将来の都市構造」を参照してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
107	須崎公園の整備について	55	第2	5	(1)	④				砲台跡を保全する事と記載がありますが、保全する範囲について、図示願います。	入札公告時にお示します。
108	既存資源の活用	55	第2	5	(1)	④				砲台跡の保全方法については仕様等の指定があるのでしょうか？現状のままで良く、修復等は行わなくても良いとの理解でよろしいでしょうか？	仕様等の指定はありませんが、保全のために必要な作業を事業者において検討してください。
109	造成計画	55	第2	5	(2)					表中現市民会館の欄に記載のある、「護岸構造物越しに水面を見ることのできる高さまで造成を行うことを基本とする。」について高さの具体例はご提示いただけるのでしょうか。	事業者の提案に委ねることとします。
110	回遊動線	55	第2	5	(3)	①				横断歩道等の付け替えを指定されていますが、事業者と協議指導で決まる位置との理解で良いかご教示願います。	ご理解のとおりです。
111	回遊動線	55	第2	5	(3)	①				「舗装は、自然石等のハード舗装とする。」の文にあるハード舗装について、具体的にご教示ください。	自然石等の硬質な舗装です。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
112	回遊動線	55	第2	5	(3)	①				「回遊動線の計画に合わせ、県道須崎天神線の横断歩道等を付け替えること。なお、道路管理者等との協議は事業者にて行うこと。」とありますが、提案時点での協議は可能なのでしょうか。	提案において事業者が必要と判断した場合は、事業者の責任において、必要な行政との協議を行ってください。
113	回遊動線	55	第2	5	(3)	①				道路管理者等との協議については、提案検討時(入札前)に行ってもよろしいでしょうか？	提案において事業者が必要と判断した場合は、事業者の責任において、必要な行政との協議を行ってください。
114	安全・防犯・防災計画	56	第2	5	(5)					「地区避難場所に位置付けられている。」とありますが、災害時に収容する避難民の人数についてどの程度見込めばよいでしょうか。施設内に収容する人数の想定についてもご教授ください。	具体的に想定しているものではありません。
115	安全・防犯・防災計画	56	第2	5	(5)					公園内に設置する防犯カメラの録画装置等は拠点文化施設内に設置することでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
116	安全・防犯・防災計画	56	第2	5	(5)					マンホールトイレの上部構造は拠点文化施設内で保管管理してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
117	給水設備	57	第2	5	(9)	①	ア			給水量が大きな設備は水道局等との協議による内容とするとの理解で良いかご教示願います。	給水量が大きな施設を設ける場合には、水道事業者と協議することを要求水準としています。
118	須崎公園の要求水準 照明計画	57	第2	5	(9)	②				公園内及び拠点施設外部照明にかかる電気代(イベント電源除く)は事業者負担でしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
119	植栽計画	58	第2	5	(10)					P58に「緑化率は、事業用地全体(整備対象部分)で42%以上とすること。」とありますが、大きな樹木の樹径投影面積や、建物の屋上緑化は当該緑化率の算定に含んで良いでしょうか。	都市緑地法の規定により算定してください。
120	植栽計画	58	第2	5	(10)					既存樹木を効果的に活用したデザインとする。……指定樹木については、現地で保全活用をすることを基本とするが、再整備プランにあわせ、移植することも可能とする。その他の樹木については、保全・活用に配慮すること。とされていますが、各樹木を移植する場合の枯れについては保証制度がありません。現状の樹木健全度並びに移植技術を使いこなし移植を現実なものにしていく予定ですが、枯れた場合の補償についてのお考えを頂きたい。	市の了承を得て移植を実施したものについては、事業者の責任は問わないものとします。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
121	イベント広場ゾーン	59	第2	5	(11)	⑥				「広場空間」は避難場所としても活用する計画とする。」とありますが、避難場所としての要求水準はありませんか。	具体的に想定しているものではありません。
122	ゾーンごとの計画	60	第2	5	(11)	⑦	イ			BRT乗降場(予定地)との記載がありますが、具体をご教示ください。	入札公告時にお示しします。
123	那の津通り側	60	第2	5	(11)	⑦	イ			那の津通り側やBRT乗降場(予定地)からの人を迎える空間とする。とありますが、BRT乗降場(予定地)の資料は提供していただけるのでしょうか。	No.122の回答を参照してください。
124	修景施設	60	第2	5	(12)					修景施設の説明文の中に、パブリックアートは、エントランスゾーン(天神側)と(芝生広場ゾーン)に1基づつ設置する。本事業のコンセプトに合致し、公園の緑や拠点文化施設、水辺の景観と調和した作品を選定し提案すること。とありますが、著名な作家の作品、または公募等を行い、選定・提案することを想定されているのでしょうか。	パブリックアートについては、事業者の提案に委ねることとします。
125	パブリックアートについて	60	第2	5	(12)					公園に設置する主要な施設の中に2か所のパブリックアートが求められていますが、この作品の選定について、市の事業として公募する等の計画はありますでしょうか。	市で公募する予定はありません。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
126	須崎公園の要求水準 主要施設	60	第2	5	(12)					「遊戯施設」について、万一事故等発生した場合、その理由が明らかに事業者の保守等の問題でなければ(例えば使用方法等), 事業者責任ではないとの認識で宜しいでしょうか。ご教示下さい。	事業者に帰責事由がない場合においては、ご理解のとおりです。詳細は、入札公告時にお示しします。
127	便益施設	61	第2	5	(12)	※				※上記の表にしめすもののほか、都市公園法第2条第2項に示す公園施設(自動販売機を除く)を計画する提案も可能とするが、設置にあたっては、あらかじめ市と協議することとあります。自動販売機は本提案者の自主事業に加えることはできないのでしょうか。解釈として、拠点文化施設内部と屋外(拠点文化施設外構造と公園区域)によって設置することのできる区域とできない区域があるのでしょうか。	事業者は、須崎公園内に自動販売機を設置できません。
128	便益施設	61	第2	5	(12)					便益施設の説明文の中に、トイレは公園内には設置しない。とあります。拠点文化施設の要求水準書(案)の内容を読んでも、屋外及び公園のトイレについて記された項目が見受けられません。拠点文化施設に屋外(24時間・ユニバーサル)用を予定されているのでしょうか。それとも公園に設置する説明文の誤記でしょうか。	拠点文化施設のエントランスホールに、公園利用者の利用も想定して、トイレを整備してください。
129	便益施設	61	第2	5	(12)					「トイレは公園内には設置しない」とありますが、拠点文化施設内のトイレを使用して頂く想定でしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
130	公園内の自動販売機について	61	第2	5	(13)					公園内の既存物件のうち、自動販売機について、公財)福岡市緑のまちづくり協会の設置による自動販売機があり、これを再設置となっていますが、この自動販売機の運営は前記の財団が行うことになるのでしょうか？その占有料と光熱水費については、前記の財団が負担する物と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	既存物件の取り扱い	61	第2	5	(13)					現須崎公園の北西部に施設が見受けられますが、取り扱いについてご教示願います。	ご質問の施設を特定できませんが、既存物件は撤去を基本としています。
132	既存物件の取り扱い	61	第2	5	(13)					既存自動販売機の撤去作業と再設置作業は、設置者の行為と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	既存物件の取り扱い	61	第2	5	(13)					公園内の自動販売機は事業者と設置者の契約となるのでしょうか。	公園内への自販機設置権限(占用)については、市の権限となります。
134	既存物件の取り扱い	61 62	第2	5	(13)					既存物件について「保全」「存置」「移設」など方針が記載されていますが、既存物件の配置図、構造図及び方針の対象となる範囲をご教示ください。	項目により異なります。入札公告時にお示しします。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
135	既存物件の取り扱い	61 62	第2	5	(13)					既存物件の方針について「保全」「存置」「移設」の定義をご教示ください。	「保全」は、公園施設である物件を機能を保ちつつ現地に残すこと、「存置」は、占用物件を現地に残すこと、「移設」は、公園施設である物件を機能を保ちつつ事業用地内で再配置することとご理解ください。
136	公園内の既存物件について	62	第2	5	(13)					電柱、電話柱、郵便ポストの移設について、事業者が協議に協力し、設置者が移設すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	既存物件の取り扱い	62	第2	5	(13)					防火水槽を「存置する」とありますが防火水槽位置、大きさをご教示願います。	配置図等については、入札公告時にお示しします。
138	既存物件の取り扱い	62	第2	5	(13)					「現況の護岸形状は変えない」とありますが、存置すべき具体的部分がありましたら断面等詳細をご教示願います。	護岸構造物については、福岡県の所管のため、事業範囲外となります。
139	既存物件の取り扱い	62	第2	5	(13)					福岡強震観測施設及び須崎水位局は、整備開始までに貴市が敷地外へ移転し、本整備範囲外との認識でよろしいでしょうか。	移設については、市が設置者と協議し、設置者が移設する予定としております。なお、撤去後の整備は、事業者の業務となります。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
140	統括管理責任者	63	第3	1	(3)	①				事業期間を通じて統括管理責任者を1名配置することとありますが、現地に常駐する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	統括管理責任者の設置	63	第3	1	(3)	①				「市が主催する会議や委員会に出席し、～」との記載がございますが、どのような会議・委員会を想定されておりますでしょうか。また、想定の高頻度をご教示願います。	担当課との会議や指定管理業務を評価する委員会等を想定しています。
142	統括管理責任者の設置	63	第3	1	(3)	①				統括管理責任者の配置場所は、効果的な業務遂行が出来る限りにおいて、任意の場所と考えて宜しいでしょうか。また、維持管理段階においては、統括管理責任者の使用する部屋等を施設内に設けることは差し支えないでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	総括管理責任者の設置	63	第3	1	(3)	①				総括管理責任者は施設に常駐する必要はないとの理解でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
144	統括責任者の配置	63	第3	1	(3)	①				「統括管理責任者は、原則として構成員から選出」とありますが、構成員の中に代表企業は含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
145	統括管理責任者の設置	63	第3	1	(3)	①				統括管理責任者の配置について、常駐を求めないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	業務担当者の配置	64	第3	1	(3)	②				ここでいう「業務担当者」とは、どのような業務を行う者を指していますでしょうか。ご教示下さい。	本事業の業務全般になります。
147	統括管理業務計画書	64	第3	1	(4)	①				「基本計画：事業契約書締結後速やかに提出」の記載項目の中に、“各業務責任者、業務担当者”の記載がございますが、事業契約締結時に維持管理業務責任者や運営業務責任者の選任は困難でありますので、提出時は空欄でも良い、という理解でよろしいでしょうか。	その時点での協議になると考えます。
148	基本計画	64	第3	1	(4)	①				計画書の各項目について、どの程度まで完成していれば宜しいでしょうか。場合によってはこの段階では確定していない項目もあるかと思われます。	その時点での協議になると考えます。
149	統括管理業務計画書	64	第3	1	(4)	②				「年度実施計画」統括管理業務における“業務日程及び業務提供時間帯”、“業務提供内容及び実施方法の詳細”について、具体的な記載イメージをお持ちでしたらご教示願います。	「詳細は市と事業者で協議の上決定する。」としています。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)			a
150	年度実施計画	64	第3	1	(4)	②				「業務日程及び業務提供時間帯」とはどういった内容を指していますでしょうか。ご教示下さい。	「詳細は市と事業者で協議の上決定する。」としています。
151	統括管理業務_事業評価業務	65	第3	2	(3)	②	ア			「本事業の提案書類として作成する要求水準確認チェックリストを基に、個別業務ごとの要求性能確認計画書及び要求性能確認報告書を作成、モニタリングすること」とあります。要求水準確認チェックリストと要求性能確認計画書について、書類内の項目の違いなど書類内容の具体的な違いをご教示ください。	要求水準確認チェックリストは、提案が要求水準を満たす内容となっていることを確認するもので、入札公告時に様式をお示しします。要求性能確認計画書は事業者における業務の実施状況を、要求水準書や提案書と照らし合わせてモニタリングするためのもので、作成にあたっては市と協議を行います。
152	その他調査	68	第4	2	(1)	②				提案時における敷地高低差が分かるものを仮に公表いただけないでしょうか。別紙5に記載されている数値がT.P基準の標高でしょうか。	平成26年度に実施した測量結果を閲覧資料とする予定です。
153	設計及び関連業務	69	第4	2	(3)					解体撤去対象として、地中埋設物、杭なども含まれておりますが、公園整備に支障がない範囲で撤去しないということも可能でしょうか。	すべて撤去することを原則とします。
154	設計及び関連業務	69	第4	2	(3)					解体撤去対象として地中埋設物、杭が挙げられていますが、撤去することにより却って土質を不安定化させるなど、本事業に影響を及ぼす恐れがある場合には、撤去せずに残置することも検討したいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。	No.153の回答を参照してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
155	許認可関連	69	第4	2	(3)	⑥				市の所有物となるものについての建築確認は、全て計画通知との理解で良いかご教示願います。	建築確認申請を行ってください。
156	設計及び関連業務	69	第4	2	(3)					現市民会館の杭について、地盤の強度維持等の理由がある場合、残置は可能でしょうか。	No.153の回答を参照してください。
157	解体撤去対象	69	第4	2	(3)					既存建築物、その他の屋外付帯施設、地中埋設物、杭、什器備品、公園施設などの解体撤去対象物について、数量積算ができる図面等の資料を、入札説明書等の公表までに提供頂けるものと考えますがよろしいでしょうか。	項目により異なります。入札公告時にお示しします。
158	建設業務計画書	70	第5	1	(4)					建設業務計画書について、以下に記載のある施工計画書、工事実施体制、工事着手届出書、現場代理人等選定通知書以外に添付すべき書類をご教示下さい。	その他に添付する書類については、事業者と協議します。
159	工事計画策定に当たり留意すべき項目	72	第5	2	(1)	①	ア			工事期間中の地区避難場所について、貴市において敷地外で確保する予定があればご教示下さい。	敷地外での確保は想定しておりません。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
160	工事計画策定に当たり留意すべき項目	72	第5	2	(1)	①	ア			「県立美術館の来場者の安全な歩行動線…に十分配慮すること」とありますが、別紙7の事業用地図によると、県立美術館のメインエントランスへのアプローチは、本整備範囲に含まれています。当該箇所の工事期間中は県立美術館のメインエントランスの封鎖が可能であると考えてよろしいでしょうか。	県立美術館が営業中であるため、封鎖はできません。動線の切り回し等が必要となります。
161	工事計画策定に当たり留意すべき項目	72	第5	2	(1)	①	ア			避難場所については、工事で使用する範囲でも避難が必要な事由が発生した際に開放することで確保することも良いとの理解でよろしいでしょうか？	避難場所として安全を確保できないため、不可とします。
162	建設工事	73	第5	2	(1)	③	ア			「工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生」しないよう努めることは勿論ですが、起因が工事と結論付けられない場合や不可抗力・回避不能な事象の場合は、責務の免除を協議頂けないでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由がない場合については、事業者の責任ではありません。回避不能な事象で第三者への賠償が必要となる場合は、市と事業者で協議します。
163	解体撤去工事	73	第5	2	(1)	③	イ			現市民会館の解体着工可能日について、拠点文化施設の開館日から1か月経過後である理由をご教示下さい。	現市民会館の指定管理者による残務整理等の期間を見込んでいます。
164	解体撤去工事	73	第5	2	(1)	③	イ			アスベスト調査の結果、提案時に想定していない対象物が発見された場合、その撤去費用は貴市負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
165	解体撤去工事	73	第5	2	(1)	③	イ			現市民会館の什器や備品については廃棄となるのでしょうか。またその場合については事業者の事業範囲外との理解で宜しいでしょうか。	廃棄を原則と考えていますが、閉館時に状態を確認したうえで、事業者による再利用は可能とします。なお、廃棄は事業者の業務としています。
166	竣工後業務	74	第5	2	(1)	④				本施設の引き渡しに際し所有権移転に伴う登記手続き(表題登記, 保存登記)は貴市にて行い、事業者は適宜支援するという理解で宜しいでしょうか。	引渡方法の詳細は、入札公告時にお示しします。
167	事業者による竣工検査	74	第5	2	(1)	④	イ			竣工検査調書に「改善提案を含む」とありますが、要求水準を満たしていないと判断される箇所に関する記載でしょうか。そうでない場合、具体例を挙げて頂けると幸いです。	「改善提案を含む」を削除します。
168	什器備品設置業務	75	第5	2	(2)					現市民会館から移設するものはありますでしょうか。	移設するものではありません。
169	什器備品設置業務	76	第5	2	(2)					「各什器備品に管理確認用のシールを貼ること」とありますが、シールは公文書であり、発行は貴市でしていただく、という理解でよろしいでしょうか。また、公文書である場合、備品にシールを貼る際に貴市に立ち会っていただく、という理解でよろしいでしょうか。	第1文、第2文ともに、ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
170	什器備品設置業務	76	第5	2	(2)					什器備品設置業務について、サービス水準が向上するなど、市にとってメリットがあると認められる場合には、リース方式による調達が行われるとのことですが、メリットがあると貴市が判断する時期及び具体的な判断基準をご教示ください。	具体的な判断基準をお示しすることは困難です。具体的な内容と市のメリットを提示したうえで、入札公告後に、ご質問ください。
171	設備備品設置業務	76	第5	2	(3)					現市民会館から移設するものはありますでしょうか。	移設するものではありません。
172	設備備品設置業務	76	第5	2	(3)					「指定する各設備備品に管理確認用のシールを貼ること」とありますが、シールは公文書であり、発行は貴市でしていただく、という理解でよろしいでしょうか。また、公文書である場合、備品にシールを貼る際に貴市に立ち会っていただく、という理解でよろしいでしょうか。	第1文、第2文ともに、ご理解のとおりです。
173	交付金	76	第5	2	(4)					施設整備の対価の一部に交付金を活用するとあるが、具体的にはどの程度の金額、割合になるのかご教示ください。	入札公告時にお示しします。
174	交付金申請等補助業務	76	第5	2	(4)					国庫交付金申請補助業務に関して、交付金の名称・具体的な補助金の内容等を教えてください。	入札公告時にお示しします。なお、具体的な内容については、事業者において確認してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
175	交付金申請等補助業務	76	第5	2	(4)					施設整備に係る対価の一部に国の交付金を充当し支払うことを想定されていますが、交付金の決定スケジュール及び交付金の規模(想定金額)をご教示ください。	交付金について、提案に必要な情報は、入札公告時にお示しします。
176	工事監理	77	第6	1	(2)					工事監理業務を再委託することは可能かご教示願います。	工事監理業務を行う者は、構成員又は協力企業として、SPCから直接業務を請け負う必要があります。ただし、工事監理業務の一部を再委託することは可能です。
177	業務期間	79	第7	1	(3)					2022年4月1日以前の事業者の提案日から供用開始までとありますが、業務期間が2年程度となります。サービス対価の支払いを年度ごとに行っていただくことは可能でしょうか。	開業準備業務のサービス対価は年度ごとの支払を予定しています。
178	実施体制	79	第7	1	(5)					「開業準備業務責任者及び開業準備業務担当者を配置し、組織体制と併せて業務着手前に開業準備業務計画書に記載の上、市に報告」とありますが、担当者によっては業務の進捗上段階的に配置されることも考えられます。必ずしも全員が揃ってなくても宜しいでしょうか。	その時点での協議になると考えます。
179	開業準備業務計画書	80	第7	1	(6)					「開業準備業務の開始1か月前までに、実施体制、実施内容、実施工程等必要な事項を記載した開業準備業務計画書を市に提出」とありますが、内容によっては記載できない項目もあることが考えられます。どの程度までの内容が必要でしょうか。	その時点での協議になると考えます。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
180	開館準備業務報告書	80	第7	1	(7)					2020年4月～2024年3月までを開館準備業務期間として定めており、日報の提出を求められています。日報の作成については施設の引渡しを受けてから、日々作成するという認識でよろしいでしょうか。	開業準備業務の開始以降は、日報を作成してください。
181	業務マニュアルの整備及び従事者の研修	80	第7	2	(1)	①				「施設管理マニュアル」とはどのような内容のものをお考えでしょうか。ご教示下さい。	施設の維持管理・運営に必要な内容を事業者にて判断し作成してください。
182	施設利用規則	81	第7	2	(1)	②	ア			現在の福岡市民会館の施設利用規則は公表頂けるのでしょうか。	市民会館のホームページでご確認ください。
183	施設利用規則の作成	81	第7	2	(1)	②	ア			「公平性を確実に担保する」とありますが、興行と市民利用のバランスについて貴市のご意向があればご教示下さい。	特に意向はありません。
184	開業準備業務_説明会の実施	81	第7	2	(1)	②	ウ			利用申込受付開始前に市民など利用者を対象にした説明会(福岡市内)の実施を求められていますが、説明会参加者数や要領について、貴市が想定していることがあればご教示ください。	具体的に想定しているものではありません。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
185	利用申込受付	81	第7	2	(1)	②	エ			開業準備業務の段階で利用料金の前受金の収受は可能でしょうか。安易なキャンセル防止のため、是非とも収受したいと考えております。	供用開始前の利用申込受付開始以降に、事業者が指定管理者として利用許可及び利用料金の収受を行うことを検討しています。詳細は、入札公告時にお示しします。
186	利用申込受付	81	第7	2	(1)	②	エ			現市民会館の一角を使用することも可能とありますが、具体的に想定されている場所がありますでしょうか。	具体的に想定している場所はありません。事業者の意向も踏まえ、市、事業者及び現市民会館の指定管理者で協議することとします。
187	利用申込受付	81	第7	2	(1)	②	エ			施設が竣工していない開館2年以上前のタイミングから事業者が指定管理者として利用許可を出せるという理解でよろしいでしょうか。	供用開始前の利用申込受付開始以降に、事業者が指定管理者として利用許可を行うことを検討しています。詳細は、入札公告時にお示しします。
188	利用申込受付	81	第7	2	(1)	②	エ			開業後の受付については抽選と記載されているが、開業準備期間中の受付についても抽選という認識でよろしいか。	ご理解のとおりです。なお、利用者の決定方法の詳細については、事業者と市で協議のうえ「施設利用規則」にて定めます。
189	開館記念式典及び内覧会	82	第7	2	(3)	①				市が指定する招待者とは何人くらいになるのでしょうか。	500人程度を想定しています。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
190	開館記念式典及び内覧会の実施	82	第7	2	(3)	①				提案コストに反映させるため、貴市が指定する招待者の人数等、貴市のお考えの目安などをお示しくさ いませんか。	No.189の回答を参照してください。
191	開館記念式典及び内覧会の実施	82	第7	2	(3)	①				開館記念式典及び内覧会については、関係者のみ の出席との認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	開業準備業務に 関する要求水準	83	第7	2	(3)	②				「各ホール」には文化活動・交流ホールは含まれ ますか？	文化活動・交流ホールも含まれます。
193	開業準備業務_開館 記念公演の実施	83	第7	2	(3)	②				「18か月前に企画案を市に提出し」とありますが、 開館記念公演の実施予定日の18ヶ月前との理 解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	開業準備業務_開館 記念公演の実施	83	第7	2	(3)	②				開館記念公演は開館準備業務として供用開始前 に実施する、すなわち、拠点文化施設及び須崎 公園（I期）の設計・建設完了予定である2024 年1月から開業準備完了予定（供用開始）であ る2024年3月までの間に実施するとの理解で よろしいでしょうか。	供用開始後の実施も可とするよう要求水準を 修正する予定です。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
195	維持管理業務責任者	85	第8	1	(6)	①				維持管理業務責任者は維持管理業務区分の内、一部の担当者を兼任することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
196	実施体制	84	第8	1	(6)	②				舞台設備保守管理業務は維持管理業務に含まれますが、その場合、舞台技術担当者についても「維持管理業務」に含まれるとの認識でしょうか。	要求水準を満たすものであれば、舞台技術責任者を「維持管理業務」「運営業務」のいずれに含めるかは事業者の提案に委ねることとします。
197	維持管理業務担当者について	85	第8	1	(6)	②				業務担当者が有する資格をご教示ください。	事業者にて判断してください。
198	維持管理業務担当者	85	第8	1	(6)	②				業務担当者は、維持管理責任者との兼務、または他の業務担当者との兼務は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
199	維持管理業務_維持管理業務担当者	85	第8	1	(6)	②				「(5)業務区分」に記載の各維持管理業務について、担当者を兼務させて設置してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
200	業務責任者, 業務担当者の配置について	85	第8	1	(6)					維持管理業務責任者及び維持管理業務担当者を配置することとありますが, 配置については事業者からの提案で良いでしょうか。	要求水準に従い配置してください。
201	舞台設備保守管理業務	89	第8	2	(3)	③	ウ			メーカーが推奨する時期に, 各舞台設備の改修・更新を実施するとありますが, 性能が維持できていれば, メーカー推奨の点検時期にはとられないという認識でよろしいでしょうか。	メーカーが推奨する時期の改修・更新を基本としますが, 詳細な実施時期等については, 市と協議するものとします。
202	修繕・更新業務	90	第8	2	(4)					いわゆる大規模修繕は, 業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	事業期間内において生じる修繕は規模の大小にかかわらず, 事業者の業務範囲となります。
203	修繕・更新業務	90	第8	2	(4)					大規模修繕の定義について, ご教示いただけませんか。	修繕・更新業務において「大規模修繕」の記述はありませんので, 定義する予定はありません。
204	修繕・更新の評価について	90	第8	2	(4)	③	イ			修繕・更新の判定・評価を5段階以上の評価と記載がありますが, 評価の基準をご教示ください。	第三者に判定・評価結果がわかりやすいように, 事業者にて区分を考えて提案してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
205	修繕・更新後の図面について	91	第8	2	(4)	③	エ			修繕・更新の結果を完成図書に反映することとありますが、修繕・更新後の図面を追加するという理解でしょうか。	修繕・更新の履歴、最新の状態を常に把握できることを目的として作成します。具体的な実施方法については、市と協議するものとします。
206	修繕・更新の履歴を管理するシステムについて	91	第8	2	(4)	③	エ			修繕・更新の履歴を管理するシステムを構築することとありますが、具体的な内容をご教示ください。	本事業終了後に次に維持管理業務を行う事業者に対して、修繕・更新履歴を把握できる資料として提供することを目的として作成します。具体的な内容については、市と協議するものとします。
207	実施結果の報告	91	第8	2	(4)	③	エ			システムの具体的な構築・運用に付きましてご教示願います。修繕・更新の履歴等を「統合的に管理するシステムを構築すること」とありますが、パソコンのMS-Officeツール(EXCEL)での管理等又は中央監視システムのアプリケーションとして組み込み管理できるシステムという認識でよろしいでしょうか。	本事業終了後に次に維持管理業務を行う事業者は修繕の判断が可能な資料を提供することを目的としているため、システムは誰もが使用できる一般的なソフトを使用してください。
208	維持管理業務_備品保守管理業務	91	第8	2	(6)	③				「修繕不能な程度まで性能及び機能が低下した備品については随時更新を行うこと」とあります。一方、P91(6)備品保守管理業務の「①業務の目的」には、「事業者は、(中略)本施設に整備される備品等について、点検、保守等を実施する」とあります。備品の修繕・更新は保守等に含まれ、事業者の業務範囲になると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
209	備品保守管理業務	92	第8	2	(6)	③	エ			通常の利用において備品等が破損した場合、迅速に初期の性能及び機能を回復させることとありますが、利用者の責により破損した場合は、回復に要する費用などは事業者負担ではないとの理解でよろしかったでしょうか。また、ピアノなどの高額なものについては、市が保険などを付保する予定はございますでしょうか。	第1文については、ご理解のとおりです。詳細は、入札公告時にお示しします。第2文については、市が備品に保険を付保する予定はありません。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
210	備品台帳の作成・管理等	92	第8	2	(6)	③	ウ			市の備品台帳システムの概要及び事業者が生成する備品台帳と併用することのメリットについてご教示下さい。	事業者が作成する備品台帳で管理する情報を、市が保有する既存のシステムに反映させることで、適切な備品管理を図るものです。
211	備品台帳の作成・管理等	92	第8	2	(6)	③	ウ			「市の備品台帳システム」とありますが、このシステムの導入は貴市にて実施していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	市が保有する既存のシステムを活用します。
212	維持管理業務_ピアノの管理について	92	第8	2	(6)	③	オ			「修繕不能な程度まで性能及び機能が低下した備品については随時更新を行うこと」とありますが、ピアノのオーバーホールや更新も事業者の業務範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	公園維持管理業務 植栽監理業務	92 94	第8 第8	2 2	(7) (9)	② ②				県立美術館ゾーンとの調和が求められている一方、公園維持管理業務、植栽業務の対象範囲として県立美術館部分が除かれております。県立美術館部分との業務のすみわけ及び連携については、どのようになるのでしょうか。	県立美術館の維持管理については、福岡県が行います。必要な連携については、事業者において検討してください。
214	維持管理業務に関する要求水準	92～ 94	第8	2	(7) (8)	① ② ③				「公園維持管理業務」並びに「外構維持管理業務」について別に記載されているためその違いについてお聞きしたい。指定エリアの違いはあるのですが、業務内容に大きな差異はないと理解しています。双方ともに植栽は別途と解釈しています。双方の作業内容、契約窓口、契約期間等が異なる場合はその点についてご説明をお願いします。	「公園維持管理業務」及び「外構維持管理業務」の業務内容については、要求水準書(案)に記載のとおりです。なお、拠点文化施設及び須崎公園ともにSPCとの契約になりますので、市が個別の事業者と直接契約することはありません。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
215	病虫害駆除	94	第8	2	(9)	③	イ			原則薬剤散布を行わない旨の記載がありますが、本施設には桜並木ゾーンが予定されているなど、利用者の安全確保の観点から一定程度の薬剤使用が必要となることが想定されます。市との協議のうえ、利用者の安全確保を前提として薬剤散布を適宜おこなえるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
216	植栽管理業務	94	第8	2	(9)	③	ウ			ゴケグモ類調査・駆除がございますが、どのような業務内容でしょうか。また毒性があると存じますが、発見された場合の処理費用は別途頂戴できるという認識でよろしいでしょうか。	第1文については、要求水準に則り、実施してください。なお、駆除方法の詳細については、福岡市のHP「セアカゴケグモ・ハイロゴケグモにご注意ください！」を参照してください。第2文については、処理費用は入札価格に含めて提案してください。
217	敷地清掃業務	97	第8	2	(10)	③	キ			ホームレスの対応に伴う物件の撤去・処分や清掃業務がございますが、事業者の費用で実施するということでしょうか。事業者の費用で実施する場合には、過去の発生件数とかかった費用をご教示ください。	ホームレスに関連する物件の確認をすることは事業者の業務となっています。不法占用に対する監督処分や行政代執行等については、市が行いますが、ホームレスの対応に伴う物件の撤去・処分や清掃(特別清掃)は市の指示に従い実施することとしております。なお、件数等については、過去3カ年で1件該当があり、その際の撤去処分費用は約30万円となっています。
218	敷地清掃業務	97	第8	2	(10)	③	キ			「ホームレスの対応に伴う物件の撤去・処分や清掃(特別清掃)は市に指示に従い実施すること」とありますが、こちらの費用負担の区分は貴市・事業者のどちらになりますでしょうか。また、事業者負担の場合、本案件の入札上限額に含まれているのでしょうか。	No.217の回答を参照してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
219	維持管理業務_敷地清掃業務	97	第8	2	(10)	③	キ			「ホームレスの対応に伴う物件の撤去・処分や清掃（特別清掃）は市の指示に従い実施すること」とあります。この場合の特別清掃は要求水準書案「P96(10)③エ」に記載されている特別清掃とは異なり、別途費用として貴市にご負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	No.217の回答を参照してください。
220	ホームレスの対応について	97	第8	2	(11)	③	キ			ホームレスの対応に伴う撤去・処分や清掃（特別清掃）は、別途費用と考えてよろしいでしょうか。	No.217の回答を参照してください。
221	警備業務	97	第8	2	(11)	③				催し物開催時等は事業者による自主事業以外については主催者にて警備体制（警備人員増員等）の確保を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たすことを前提に、具体的な方法や体制等は事業者の提案に委ねます。
222	維持管理業務_警備業務の対象範囲	97	第8	2	(11)	②				警備業務の対象範囲として、「本施設及び施設内の備品等の財産、外構施設を含む事業用地全体並びに周辺とする」とあります。対象となる周辺とは、具体的にどの範囲となるかご教示ください。	本事業を実施する際に必要となる合理的な範囲については、事業者にて判断してください。
223	警備業務	98	第8	2	(11)	③				ホームレスに関連する物件の確認をすることとありますが、確認とはどのような内容でしょうか。	物件を確認した場合、市に報告することとしています。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
224	維持管理業務_警備業務	98	第8	2	(11)	③				「ホームレスに関連する物件の確認をすること」とあります。「物件」とはホームレスが占有する段ボールやシート等の物であり、人物ではないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
225	維持管理業務_警備業務	98	第8	2	(11)	③				「ホームレスに関連する物件の確認」とは、ホームレスに関する物を確認後、貴市へ報告するまでが本業務の要求水準と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
226	各種資料の提出	99	第8	2	(12)	③	ア			「建設工事において作成した本施設の保全に係る資料」とはどのようなものでしょうか。	要求水準書(案)に示す内容を踏まえ、事業者と協議します。
227	本施設の引渡し	100	第8	2	(12)	③	イ			PFI事業期間終了後1年は修繕更新を必要としないこととあります通り、その前提で提案を検討しますが、仮に終了後1年に修繕更新が必要となってしまったとしても、SPC解散後は費用の負担を出来ないかと思えます。ついては、本施設の引渡し前に貴市と事業者にて協議の上、事業期間終了後1年に修繕更新が必要ないと思われるレベルで引き渡しを行うという理解で宜しいでしょうか。 また、極端な例ですが、事業期間終了1年経過後すぐに修繕更新が発生しても構わないという理解で宜しいでしょうか。	第1文及び第2文については、ご理解のとおりです。第3文については、事業期間終了後1年経過後の修繕、更新を必要としないことまでは、要求水準としていません。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
228	本施設の引渡し	100	第8	2	(12)	③	イ			事業期間終了後1年間は、原則として修繕・更新を必要としない前提に計画すること のことですが、P89記載の舞台設備保守点検業務において、舞台設備の修繕更新については、ウ劣化等への対応に記載されている、メーカーが推奨する時期に各舞台設備の改修・更新を実施するとの理解でよろしいでしょうか？	メーカーが推奨する時期の改修・更新を基本としますが、事業期間終了後の計画も含め、詳細な実施時期等については、市と協議するものとします。
229	供用開始日	101	第9	1	(5)					「供用開始日を早める提案は可能」とありますが、その場合、事業終了日は前倒しで終了するのでしょうか。それとも2039年3月31日は変わらないのでしょうか。	事業終了日は2039年3月31日で変わりません。
230	舞台技術責任者	103	第9	1	(7)	②	イ			「事業期間中に運營業務責任者を変更する場合は」とありますが「事業期間中に技術責任者を変更する場合は」の誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。「運營業務責任者」を「舞台技術責任者」に修正します。
231	舞台技術責任者	103	第9	1	(7)	②	イ			「事業期間中に運營業務責任者を変更する場合は」とありますが、この「運營業務責任者」は「舞台技術責任者」の誤りでしょうか。ご教示下さい。	ご指摘のとおりです。「運營業務責任者」を「舞台技術責任者」に修正します。
232	舞台技術責任者	103	第9	1	(7)	②	イ			舞台技術責任者については「運營業務」に含まれるという認識で宜しいでしょうか。	No.196の回答を参照してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
233	舞台技術責任者	103	第9	1	(7)	②	イ			「他施設との兼務は不可」とは、拠点施設以外の他の公共及び民間ホールとの兼務が不可(常勤)との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	運営業務担当者	103	第9	1	(7)	②	ウ			業務担当者は、舞台技術責任者との兼務、または他の業務担当者との兼務は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
235	運営業務計画書	103	第9	1	(9)	①				運営業務計画書は15年間分を1度提出すればよいのでしょうか。「運営業務開始の12ヶ月前までに提出」との事ですが未確定要素があることが考えられます。どの程度の記載が必要でしょうか。	その時点での協議になると考えます。
236	開館時間及び休館日	104	第9	1	(11)	①	ア			「開館時間・休館日以上開館すること」とありますが、保守点検や修繕等で休館することは認められませんでしょうか。	原案のとおりとします。
237	須崎公園 開演時間等	105	第9	1	(11)	②	ア			「無休・終日開園とする」とありますが、年末年始(12/29～翌1/3)の貸し出しは行わないとの理解で宜しいでしょうか。	年末年始を含め、公園利用の対象となります。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
238	自主事業について	106	第9	1	(12)	②				別紙17 利用料金の設定について、資料の提供をお願いします。	入札公告時にお示します。
239	利用料金	106	第9	1	(12)	②				拠点文化施設の利用料金の額については、「市の承認を得て事業者が定める。」とありますが、他で見られる「承諾」という表記との間で使い分けはありますでしょうか。	特に使い分けはありません。なお、利用料金については、地方自治法第244条の2第9項の規定に基づいて「承認」という表記を用いています。
240	利用料金	106	第9	1	(12)	②				「特定の団体等のみが対象となる割引料金等の設定は不可とする」とありますが、本施設について市の定める減免措置の制度はないと考えてよろしいでしょうか。	減免規定を設ける予定です。詳細は、入札公告時にお示します。
241	利用料金	106	第9	1	(12)	②				現在の福岡市公園条例及び施行規則を拝見しましたが、こちらは須崎公園のみに係る条例ではないようです。福岡市公園条例施行規則では、須崎公園の中で料金が規定されているものは野外音楽堂のみとなります。再整備後は、公園のうち「芝生ゾーン」及び「イベント広場ゾーン」が有料貸出の対象となり、福岡市公園条例及び同条例施行規則は改定されるという理解でよろしいでしょうか。また、使用料は今後開示されるのでしょうか。	市内の都市公園の利用(行為許可を要するもの)についてはすべて、福岡市公園条例別表第1の3を適用しています。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
242	利用料金	106	第9	1	(12)	②				須崎公園で開催された過去の催事内容や、利用稼働率をご教示ください。	催事内容等については、入札公告時にお示します。
243	予約受付	107	第9	2	(1)	①	ア			市及び福岡市文化芸術振興財団の使用については一般受付に先立って受付を行うことができますとありますが、例えば2年前等具体的な期限を設けるという理解でよろしいでしょうか。	期限は設けないものと考えています。
244	予約受付	107	第9	2	(1)	①	ア			市及び福岡市文化芸術振興財団の使用については対価を支払って借りるとありますが、減免などは一切ないという理解でよろしいでしょうか。	市及び福岡市文化芸術振興財団の使用については一定の減免規定を設けることを予定しています。詳細は、入札公告時にお示します。
245	運営業務 利用申込受付関連 業務	107	第9	2	(1)	①	ア			「市及び(公財)福岡市文化芸術振興財団の使用については、対価を支払って借りる前提である」とあります。市及び(公財)福岡市文化芸術振興財団の使用の場合も、利用料金の減免などの規定はないとの理解でよろしいでしょうか。	No.244の回答を参照してください。
246	貸館業務	107	第9	2	(1)	①	ア			「各室の連続利用可能期間は、原則として各室7日間まで」とありますが、こちらには大・中ホールも含まれますでしょうか。	大ホール・中ホールを含みます。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
247	貸館業務	107	第9	2	(1)	①	ア			市や(公財)福岡市文化芸術振興財団が主催する事業は年間何本程でしょうか。過去の実績をご教示ください。	入札公告時にお示します。
248	公園の利用に係る業務	108	第9	2	(2)					「福岡市公園管理マニュアル」とありますが、どちらで閲覧可能でしょうか。	入札公告時にお示します。
249	広報・情報発信業務	109	第9	2	(3)					本事業期間において、市では本施設にネーミングライツを導入される計画をお持ちでしょうか。ご教示下さい。	現時点でネーミングライツの導入は予定していません。
250	広報・情報発信業務	109	第9	2	(3)	②				「シンボルマークやロゴの作成など」とありますが、こちらは効果的な広報宣伝業務が出来れば必ずしも必須業務ではないとの認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
251	集客・賑わいづくり事業	110	第9	2	(4)	①				集客・賑わいづくり事業において大ホールや中ホールの使用は認められないということでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
252	集客・賑わいづくり事業	110	第9	2	(4)	①				集客・賑わいづくり事業での利用もしくは使用時の利用料金等はどの程度の減免になるのでしょうか？	全額減免を予定しています。
253	運営業務 集客・賑わいづくり事業(必須)	110	第9	2	(4)	①				「拠点文化施設及び須崎公園に賑わいを生むようなイベントを実施すること」とあります。須崎公園周辺にはマンションや学校などが立地しており、近隣住民への配慮が必要と思慮いたしますが、須崎公園において近隣に迷惑をかけるような音楽イベントなどの実施は禁止でしょうか。	具体的な内容については、事業者の提案に委ねることとします。なお、現在設置されている屋外音楽堂は、平成16年当時、音量などについて地域と利用者の調整が十分でなかったことなどから、地域の会議体での議論結果を踏まえ音楽堂としての利用を中止した経緯があるため、再整備後のイベント開催にあたっては、事業者においてあらかじめ催し内容について地域等と協議を行う場を設け、円滑な運営を目指すこととしています。
254	運営業務 集客・賑わいづくり事業(必須)	110	第9	2	(4)	①				「事業者がイベントの実施のために拠点文化施設を利用する場合には、利用料金を減免する」とあります。貴市が想定されている利用料金の減免の基準についてご教示ください。	No.252の回答を参照してください。
255	自主事業について	110	第9	2	(4)	②				ネーミングライツの募集を自主事業として考えてよろしいでしょうか。	ネーミングライツの募集を自主事業として提案することはできません。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
256	集客・賑いづくり事業 (必須)	111	第9	2	(4)	①				月1回以上のイベント開催が必須となっていますが、須崎公園で屋外イベントを実施する場合、出せる音量はどれくらいなのか基準を示して頂くことは可能でしょうか？	No.253の回答を参照してください。
257	自主事業	111	第9	2	(4)	②				自主事業で須崎公園を利用する場合は、利用料金の支払いが必要でしょうか。	支払いが必要です。
258	公園内の自動販売機について	111	第9	2	(5)	①	エ			自動販売機の設置については、拠点文化施設においてと記載がありますが、須崎公園内に新たに自動販売機を設置する際にも、同様に目的外使用許可を受け、使用料についても(イ)に記載の条件で設置できると考えてよろしいでしょうか。	事業者は、須崎公園内に自動販売機を設置できません。
259	運営業務に係る要求水準	111	第9	2	(5)	①				自動販売機の運営業務について、事業者は、拠点文化施設において、自動販売機を設置し、これを運営することとしているが、公園の区域(拠点文化施設の外周、及び須崎公園区域)の設置については、その有無を明確にした記事が見当たりませんでした。	No.258の回答を参照してください。
260	自主事業(任意)	112	第9	2	(4)	②				「大ホール、中ホール及び文化活動・交流ホールを使用する場合は一般受付に先だてて受付を認めるが、年2回、計6日程度を目処とする」となっています。この条件を緩和して頂くことは可能でしょうか？	原案のとおりとします。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
261	駐車場の管理運営等	112	第9	2	(5)	③				「競艇場駐車場の管理者と連携して、利用者の利便性を確保する」にあたり、市の協力が得られるのかご教示願います。	可能なかぎり協力します。なお、競艇場は経済観光文化局が所管する市の施設です。
262	駐車場の管理運営等	112	第9	2	(5)	③				「まごころ駐車場を15台程度」と記載がありますが、要求水準第2-3-(5)に記載されている「80台以上」とは別に15台を設置するとの条件か、「80台以上の内数か」否かご教示ください。	「80台以上」の内数です。
263	駐車場の管理運営等	112	第9	2	(5)	③				「まごころ駐車場を15台程度」と記載がありますが、要求水準第2-3-(5)に記載されている「関係者・一般利用者の駐車場」との関係性についてご教示ください。	まごころ駐車場の台数は、車いす使用者及び関係者・一般利用者の駐車場の台数の内数です。なお、要求水準書(案)第2-3-(5)に「関係者・一般利用者の駐車場」の記載はありません。
264	駐車場の管理運営等	112	第9	2	(5)	③				まごころ駐車場15台は、敷地内に確保する80台の内数と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
265	駐車場の管理運営等	112	第9	2	(5)	③				「必要に応じて駐車料金の減免処理を行うこと」とありますが、具体的にどのような対応を行うことを想定されていますでしょうか。	市が設置する機器を用いて、減免処理を行うことを想定しています。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)			a
266	駐車場の管理運営等	112	第9	2	(5)	③				「必要に応じて駐車料金の減免処理を行う」とありますが、具体的にどういった時に誰を対象に減免することを想定されていますでしょうか。	入札公告時にお示します。
267	駐車場の管理運営	112	第9	2	(5)	③				競艇場駐車場の図面を頂きたい	公表する予定はありません。
268	駐車場の管理運営	112	第9	2	(5)	③				「隣接する競艇場駐車場の活用を予定」とありますが、拠点文化施設利用者用に活用できる駐車台数をご教示いただけますでしょうか。また、営業時間や利用料金等の詳細をご教示下さい。	入札公告時にお示します。
269	運営業務 駐車場の管理運営等	112	第9	2	(5)	③				「拠点文化施設利用者の駐車場所として、隣接する競艇場駐車場の活用を予定しているため、必要に応じて駐車料金の減免処理を行うこと」とされていますが、競艇場駐車場を利用した場合の減免処理について、具体的にどのような対応を想定されていますでしょうか。	市が設置する機器を用いて、減免処理を行うことを想定しています。
270	災害対応	112	第9	2	(5)	④				災害避難対応については、あくまでも事業者は一次対応（協力）のみで、指示命令系統は市で行っていただけとの認識でお間違いないでしょうか。また、備蓄等についても市にてご用意いただけるという認識で宜しいでしょうか。	直接の災害対応業務は、市が行います。なお、拠点文化施設及び須崎公園において、備蓄の予定はありません。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
271	見学者対応	113	第9	2	(5)	⑤				「本施設への見学依頼」とは、事業者が直接受け付けたものという理解でよろしいでしょうか。 また、施設案内の方法については事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	第1文については、直接受け付けたものに限られません。市に対して依頼があったものなども含みます。 第2文については、ご理解のとおりです。
272	公益社団法人公立文化施設協会への加盟	113	第9	2	(5)	⑦				公立文化施設協会へは正会員として加盟することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
273	地域との連携	113	第9	2	(5)	⑧				これまで須崎公園で活動してきた公園愛護会やボランティア団体について、名称や活動内容などの情報を開示していただけますでしょうか。	市が把握している団体は、須崎公園愛護会、天神5丁目町内会、天神須崎ビル自治会、天神5丁目天神ロイヤルハイツ町内会、つくば開成福岡高校、県立美術館です。活動内容は、清掃、草取り、花壇づくりなどです。
274	運営業務 地域との連携	113	第9	2	(5)	⑧				「これまで公園の管理運営に携わってきた公園愛護会やボランティア団体等と、引き続き連携を図ること」とありますが、連携が必要な団体等についてご教示ください。	No.273の回答を参照してください。
275	自由提案施設の設置	113	第9	2	(6)					拠点文化施設内の自由提案施設の設置は必須とありますが、面積や用途に必須の要件をクリアするための基準があるのでしょうか。	面積については、要求水準を満たすことを前提に事業者の提案に委ねることとしており、制限はありません。用途については、事業エリアにおける集客・賑いづくりと本施設利用者の利便性向上という目的を踏まえて提案してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
276	自由提案施設の設置	113	第9	2	(6)	①				原則的に行政財産の貸し付けや使用の許可を受けるのは事業者となるのでしょうか。自由提案施設の設置者が自ら貸し付けや許可を受ける主体となることはできないでしょうか。	事業者以外に行政財産の貸付や目的外使用許可は行いません。要求水準書(案)をご確認ください。
277	自由提案施設の設置	113	第9	2	(6)	①				転貸が認められる具体的な要件をもう少しご説明頂けないでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりです。
278	自由提案施設の設置 行政財産の貸付等	113	第9	2	(6)	①				独立採算での自由提案施設の検討にあたり、貴市との協議に伴う各種貴市承諾可否判断(第三者への業務委託の可否判断および第三者業務委託が許可等)によって、提案内容の事業収支計画等へ変更により事業の実現性が影響を受けることと考えます。ついでには、自由提案施設の提案実現性を高めるために、以下について詳細をご教示頂けますでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> ・貴市の判断基準 ・貴市の判断時期 ・自由提案施設の用途として認められない用途 ・自由提案施設の用途として望ましい用途 ・使用面積の制限 	自由提案施設の設置可否については、入札公告後の質問において、具体的な内容を提示していただいたうえで、質問者に対し個別に回答することとします。
279	自由提案施設の設置 行政財産の貸付等	113	第9	2	(6)	①				事業者から自由提案事業の提案内容について、実現性の高い提案を行うために、入札公告前に質問や承諾可否判断を伺う機会や方法を設けて頂けないでしょうか。	スケジュールの都合上、入札公告前の実施は困難です。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
280	自由提案施設の設置 行政財産の貸付等	113	第9	2	(6)	①				行政財産の貸付等に関し、本事業の目的を達成することに大きく資する場合に転貸をお認め頂けるのですが、転々貸に関しても同様に理解して宜しいでしょうか。	転々貸は認められません。
281	自由提案施設の設置 行政財産の貸付等	113	第9	2	(6)	①				自由提案施設の検討にあたり、事業期間満了前に撤退した場合の違約金規定や貸付料の担保規定等が設けられた場合、提案のハードルが非常に高くなります。当該規定は入れないで頂けますでしょうか。また、事業期間満了迄に経済環境の変化や消費者のニーズの変化に伴い、柔軟に自由提案施設を更新することはお認め頂けますでしょうか。	入札公告時にお示します。
282	自由提案施設の設置	113	第9	2	(6)					自由提案施設は恒常的な施設でなく、一時的にスペースを利用したものでも差し支えないでしょうか。	一時的にスペースを利用したものは認められません。
283	自由提案施設	113	第9	2	(6)	①	ア			自由提案施設の施設規模は何㎡まで可能でしょうか。	自由提案施設の面積については、要求水準を満たすことを前提に事業者の提案に委ねることとしており、制限はありません。
284	自由提案施設	113	第9	2	(6)	①	イ			自由提案施設の施設規模は何㎡まで可能でしょうか。	公園に設けることのできる建築物の建築面積は、合計で550㎡以内としています。要求水準書(案)第2-5-(12)を参照してください。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
285	自由提案施設	113	第9	2	(6)	①	ア・イ			自由提案施設の業態の制限はあるのでしょうか。	業態の制限はありませんが、事業エリアにおける集客・賑いづくりと本施設利用者の利便性向上という目的を踏まえた提案としてください。
286	運営業務 自由提案施設の設置	113	第9	2	(6)					「拠点文化施設内の自由提案施設の設置は必須とする」とあります。貴市が想定されているまたは期待する拠点文化施設内の自由提案施設がございましたらご教示ください。	飲食施設や物販施設を想定していますが、事業者の創意工夫による自由な提案を期待しています。
287	運営業務 自由提案施設の設置	113	第9	2	(6)					「拠点文化施設及び須崎公園の余剰部分を活用して自由提案施設を整備し、独立採算で事業を実施することができる」とあります。須崎公園内に本事業以外で、貴市が整備する収益施設の計画はございますでしょうか。自由提案施設の事業採算性を検討する上で必要となりますので、計画がございましたらご教示ください。	市が設置する予定はありません。
288	貸付料等	114	第9	2	(6)	②	ア			売上の一定割合とは自由提案施設を実施することによる収益性等を考慮して事業者にて決められるとのことよろしいでしょうか。	入札公告時にお示しします。
289	運営業務 自由提案施設貸付料	114	第9	2	(6)	②	ア			「貸付料については、売り上げの一定割合を市に支払う」とありますが、自由提案施設の設置の可否を検討するために必要となりますので、貴市が想定されている一定割合についてご教示ください。	入札公告時にお示しします。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(7)	a		
290	事業期間終了後の自由提案施設の取扱い	114	第9	2	(6)	⑤				事業終了後の自由提案施設の取扱いについて、事業者から提案とさせていただいてもよろしいでしょうか。	原案のとおりとします。
291	貸付料等	114	第9	2	(6)	②	ア			入札公告までに明らかになるようですが、貴市に支払う「売り上げの一定割合」とは、どの程度の割合でしょうか？他施設での事例があれば、参考情報として開示頂けないでしょうか？	入札公告時にお示しします。
292	貸付料等	114	第9	2	(6)	②	イ			本件も入札公告までに明らかになるようですが、貴市に支払う「設置管理許可区域の面積に応じた設置管理許可使用料及び公園施設設置許可手数料」は、如何程になるのでしょうか？事業採算性を見当をつける為、当該使用料と手数料を概算で知りたく存じます。	手数料及び使用料については、福岡市公園条例第13条及び14条を参照してください。
293	CADデータ	別紙								別紙4_地積測量図, 別紙5_現況配置図, 別紙16_既存樹木図及び保存指定樹木図(立木調査配置図(須崎公園及び福岡市民会館)・保全指定樹木)のCADデータを提供ください。	提供方法等については、入札公告時にお示しします。
294	公示予定	別紙								別紙7は既に公開されているが、入札公示時に改めて指定される可能性があるかご教示願います。	別紙7に限らず、修正があればお示しします。

■要求水準書（案）に関する質問への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
295	別紙一覧	別紙								未公開の別紙の提示スケジュールをご教示ください。	入札公告時にお示しします。
296	別紙一覧	別紙								事業費を早期に把握するために、別紙11～14は入札公告時ではなく、できるだけ早く公表していただけないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
297	別紙一覧	別紙								事業地の敷地CADデータを支給いただけませんかでしょうか。	提供方法等については、入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
1	事業者の収入等	3	第1	1	(4)	⑥	アイ	(ア) (イ) (ウ)	事業者の収入について、市からのサービス対価として「維持管理・運営の対価」並びに利用者から得る収入として「利用料金収入」及び「その他収入」とあり、それら収入により維持管理・運営業務を実施するものとお見受け致します。サービス対価と利用料金収入はどの程度の割合を想定されていますでしょうか。集客・賑わいづくり業務などは収入が見込みづらいことが考えられますので、過度に利用料金収入に依存しない割合でサービス対価を設定頂きたいと存じます。	ご意見として承ります。
2	事業者の収入等	4	第1	1	(4)	⑥	ア	(エ)	光熱水費については、電力事業者等の請求月等に合わせた支払いとしていただけないでしょうか？	原案のとおりとします。
3	利用者から得るその他の収入	4	第1	1	(4)	⑥	イ	(イ)	自動販売機運営業務について、福岡市では外郭団体にて運営をされています。須崎公園についてはこれだけ大規模の事業を運営する中で、自動販売機の運営についても、拠点文化施設並びに須崎公園の管理運営の一環であることが望まれる姿であり、別途の事業者が参入するのは意外性を感じます。	ご意見として承ります。
4	事業スケジュール(予定)	5	第1	1	(5)				1期の引渡し日2024年1月から1期の供用開始日2024年3月までが3ヶ月確保できていませんが、これほどの規模のホールであれば、スタッフの研修、舞台設備の慣熟期間を考慮すると3ヶ月は必要です。スケジュールの再考をお願いいたします。	原案のとおりとします。なお、引渡し日を前倒しする事業者提案は可能とします。

■実施方針に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
5	事業スケジュール(予定)	5	第1	1	(5)					開業準備期間が約2年あり、拠点文化施設竣工以前から予約受付等の業務を開始することとなっています。このサービス購入料については、年度ごとではなく、四半期ごとのお支払いでお願いいたします。	原案のとおりとします。
6	施設規模	7	第2	3	(1)					●拠点文化施設に関して、現状のコンサート、演劇、エンターテインメントの客観的な状況を調査の上、施設規模を考えて頂ければと思います。コンサートから説明しますと、大半のポップスのコンサートでは、お客様が1曲目から立ち上がっております。このことを理解した上でステージの高さ、最前列までの距離を検討頂きたい。また、今や物販購入スペースが今や大きな問題となります。また、搬入口の大きさや、高さ、通常キャパ2000の会場ですと11t車が4~6台の機材を運んできます。そのトラックの駐車場の確保。大ホールと中ホールの公演が重なった場合にはさらに多くの駐車スペースが必要となります。その他、男女のトイレの数等、実際に市民会館の利用者の意見を尊重して施設規模を検討して頂きたいと思います。	事業者のノウハウを活用した、要求水準を上回る提案を期待しています。
7	審査の手順	9	第3	1	(3)	②				事業目的の一つである「拠点文化施設及び須崎公園に求める役割・機能が最大限発揮される」ことに応える提案に対する評価基準は、除算方式では無く加算方式での審査が望ましいと考え、意見として提案いたします。除算方式はコスト偏重の提案になりがちと考えます。	入札公告時にお示しします。
8	選定のスケジュール	11	第3	2	(1)					入札書類(提案審査書類)の提出期限は9月下旬にお願いしたい。	入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
9	事業者の募集及び選定のスケジュール	11	第3	2	(1)					入札説明書等に関する質問への回答公表(第2回)が2019年8月となっておりますが、入札書類(提案審査書類)の受付である2019年9月までの期間が短く、回答内容に対する対応ができない可能性があります。回答公表を8月のできるだけ早い時期、入札書類の受付を9月のできるだけ遅い時期にさせていただきたいです。	入札公告時にお示しします。
10	別紙資料の配布について	11	第3	2	(1)					計画の検討を進めるうえで別紙11, 別紙12, 別紙13をできるだけ早く提示いただきたい。	入札公告時にお示しします。
11	事業者の募集及び選定のスケジュール	11	第3	2	(1)					入札公告から入札提案書の提出までの期間が短いスケジュールだと思われます。より良い提案を検討するためにも9月の入札を10月に変更していただけないでしょうか。	入札公告時にお示しします。
12	事業スケジュール(予定)	11	第3	2	(1)					入札説明書等に関する質問への回答公表(第2回)が2019年8月、入札書類(提案審査書類)提出が2019年9月となっておりますが、この期間が短いと回答内容を提案に反映することが難しいため、回答公表から入札書類提出までの期間が2か月弱程度確保できるよう、回答公表ならびに入札書類提出の日程をご設定いただけますでしょうか。	入札公告時にお示しします。
13	事業者の募集及び選定の手順に関する事項	11	第3	2	(1)					8月開催予定である官民対話の時期を早めていただきたい。(入札書類の受付が9月に予定されており、提案書に反映させるための作業期間が必要なため。)	入札公告時にお示しします。

■実施方針に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
14	事業者の募集及び選定のスケジュール	11	第3	2	(1)					落札者の決定(2019年11月)から事業契約の締結(2020年9月)までの期間が長く、また、議会議決に遅延があれば、さらに事業契約締結までの期間が延びる可能性があります。事業契約締結までの期間が長いことから、本事業地管轄以外の行政処分等による指名停止など、事業者側の契約締結リスクが高まることが懸念されます。つきましては、事業者側の帰責による契約締結リスクを、本事業に関する帰責事由に限定いただきますようお願い申し上げます。	原案のとおりとします。
15	入札説明書等に関する質問の受付及び回答	13	第3	2	(5)					官民対話の実施に際して、より有意義な情報交換の場とさせて頂きたく、複数関係者(20名程度)の出席をお認め頂けますでしょうか。また、資料等(図面、スライド、模型等)を提示しての意見交換をさせて頂くことも差し支えないでしょうか。	官民対話の実施方法等については、概要を入札公告時にお示しし、詳細については、入札参加者に個別に通知します。
16	入札説明書等に関する質問の受付及び回答	13	第3	2	(5)					「2回目の質問の受付締切後に、入札説明書等に記載の内容について、質問者と市が対面形式で質問と回答を行う官民対話を実施する。」とありますが、入札公告前に1度行うことはできないでしょうか。要求水準の確定前に対話を行うことで、より幅広い提案が可能となると考えます。	スケジュールの都合上、入札公告前の実施は困難です。
17	入札説明書等に関する質問の受付及び回答	13	第3	2	(5)					質問の回答及び対話の回答についてHP公表前に事業者への確認を実施していただけますでしょうか。	事前の確認を行う予定はありません。

■実施方針に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
18	入札説明書等に関する質問の受付及び回答	13	第3	2	(5)					官民対話及び2回目の回答公表が8月に予定されておりますが、9月に入札となっており、対話の結果や回答内容を提案に反映させるには期間が短いと思われます。対話については7月頃に実施していただくか、9月の入札を10月にしていただけないでしょうか？	入札公告時にお示します。
19	設計業務を行う者の実績について	18	第3	3	(2)	②	ア	(ア)		「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」の申請について。新たに申請を希望した場合、貴市の本年度の申請期間は本件の参加資格確認日に間に合いません。参加可能企業が限定されるため、主たる企業1社以外については申請申込み中でも可能とさせていただきます。	入札参加者は、競争入札参加資格審査申請を行うことができます。実施方針第3-3-(3)を参照してください。
20	個別の入札参加資格	18	第3	3	(2)	②	ア	(エ)		設計業務を行う者の実績対象期間を、2000年4月1日以降からに拡大していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
21	個別の入札参加資格	18	第3	3	(2)	②	ア	(エ)		設計業務を行う者の参加資格実績要件のうち「都市公園に類似した施設」について、該当する実績を有しているか否かはコンソーシアムの組成に影響が及びます。「都市公園に類似した施設」の内容が不明瞭ですので、入札公告提示時期よりも前に、具体的な条件をご提示いただくか、保有実績が該当するか否かを確認する機会を作っていただけないでしょうか。	都市公園と類似した施設とは、有料無料を問わず、不特定多数の人が利用できる屋外空間の面積が10,000㎡以上である施設とします。なお、スケジュールの都合上、入札公告前の実施は困難ですが、可否については、入札公告後の質問において、具体的な実績を提示していただいたうえで、質問者に対し個別に回答することとします。

■実施方針に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
22	個別の入札参加資格	19	第3	3	(2)	②	イ	(カ)	建設業務を行う者の実績対象期間を、2000年4月1日以降からに拡大していただけませんか。	原案のとおりとします。
23	個別の入札参加資格	19	第3	3	(2)	②	イ	(カ)	設計業務を行う者の参加資格実績要件のうち「都市公園に類似した施設」について、該当する実績を有しているか否かはコンソーシアムの組成に影響が及びます。「都市公園に類似した施設」の内容が不明瞭ですので、入札公告提示時期よりも前に、具体的な条件をご提示いただくか、保有実績が該当するか否かを確認する機会を作っていただけませんか。	No.21の回答を参照してください。
24	個別の入札参加資格	20	第3	3	(2)	②	エ		民間事業の総意工夫やノウハウを本事業に活用するため、維持管理業務及び運營業務につきましても、一定の管理実績が必要と存じます(例えば1,000席以上かつ延床面積5,000㎡以上の劇場・ホール)。	原案のとおりとします。
25	運營業務を行う者	20	第3	3	(2)	②	オ		運營業務を行う者の参加資格について、今回大ホールで想定されている2,000席以上の劇場・ホール施設の運營業務の実績を有することを資格に加えてはいかがでしょうか。 2,000席のホールでは全国ツアーの音楽公演での利用が予想され、誘致や運営で独特のノウハウが求められます。	原案のとおりとします。

■実施方針に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
26	事業契約を締結しない場合の条件	22	第3	4	(4)					落札者決定日の2019年11月から事業契約の承認にかかる議会議決日の2020年9月まで、入札参加資格を維持する期間が継続されるのは事業者にとって負担です。期限を事業契約の仮契約の締結日までとする等ご再考をお願いします。	原案のとおりとします。
27	事業契約を締結しない場合の条件	22	第3	4	(4)					落札者決定日(2019年11月)翌日から事業契約の承認にかかる議会議決日(2020年9月)までの期間、入札参加資格の維持を継続することは事業者にとって負担が大きいため、入札参加資格の維持期間を仮契約締結日(2019年12月)までとしていただけませんか。	原案のとおりとします。
28	モニタリング等(維持管理・運営段階)	24	第4	3	(1)	②				維持管理業務又は運営業務等が要求水準に適合しないことが判明した場合には、市は業務内容の改善を求めるとともに、業務の未達成の度合いに応じてサービスの対価の減額等を行う。とあります。管理及び運営業務等の着手前に、要求水準を設定され甲乙によって合意していくため、長期に亘る維持管理及び運営等の評価は、短期的目標を挙げ、利用者のニーズ並びに経済動向などの変化にズレが生じるものと予想されます。施設の維持管理業務及び運営等業務の要求水準等については短期的(単年)に設定するなどの対処が必要ではないでしょうか。	原案のとおりとします。

■実施方針に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
29	リスク分担表 法令変更リスク	別紙	1							『建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改定案について』平成30年10月付で国土交通省住宅局からパブリックコメントが公表されました。今後のスケジュールとして平成30年12月公布予定(施行公布の日)となっていますが、事業契約の締結に関する事項が上程される2020年貴市議会第4回定例会までに公布された場合は、貴市のリスクとして頂きたいです。	本事業の設計業務や工事監理業務の金額は、事業者と設計業務等を行う者の間の契約に基づき事業者が提案するものですので、請求できる金額の基準が改定された場合でも、それに伴って本事業の設計業務や工事監理業務の金額を改定することは想定していません。
30	リスク分担表 法令変更リスク	別紙	1							法令変更や新たな規制立法について、本事業に直接関連するもの以外は事業者のリスクとすることとなっておりますが、事業者のリスク負担が過大になることを回避するため、本事業に関連するもの以外の法令変更リスクは市と事業者との協議事項としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
31	リスク分担表 法令変更リスク	別紙	1							「本事業に直接関係する法令度等の変更、新たな規制立法の成立等」以外について、間接的な法令(建設業法、安全衛生法等)の変更であっても事業費の増大に影響する可能性があります。事業者では当該リスクは想定できずリスクヘッジができないため、事業期間中の当該リスクのうち特に重大なものについては、ご協議に応じていただきますようお願い申し上げます。	原案のとおりとします。

■実施方針に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
32	リスク分担表 都市計画変更リスク	別紙	1							実施方針11頁記載の『2(1)事業者の募集及び選定のスケジュール(予定)』に則った都市計画変更手続きを行ったにも拘わらず、スケジュールで予想されている審議会への付議が遅れた場合は、貴市のリスクとして頂きたいです。	原案のとおりとします。
33	リスク分担表 物価変動リスク	別紙	1							設計・建設段階のサービス購入料の改定については、設計・施工一括発注事業であることから、着工前の改定と建設期間中の改定の2段階での改定を基準としていただきたいと思います。	施設整備の対価は、物価変動を踏まえ、着工前と建設期間中に見直しを行うことを想定しています。詳細は、入札公告時にお示しします。
34	リスク分担 物価変動リスク	別紙	1							建設工事費の物価変動による価格の改定に使用する指標として現状の物価に近い指数を反映する「建設物価」(財団法人建設物価調査会発行)の建築費指数等を採用することを検討いただけませんか。	入札公告時にお示しします。
35	リスク分担表 物価変動リスク	別紙	1							物価変動リスクの負担基準は、物価水準等の指標は基準として頂けるという理解で宜しいでしょうか。昨今の建設市況を踏まえると建設物価高騰は大きなリスクと考えます。ついては、入札時と設計建設期間各段階での物価指標比較によるサービス対価改訂の基準や計算方法を定めて頂けないでしょうか。	No.33の回答を参照してください。
36	リスク分担表 金利リスク	別紙	1							基準金利について、齟齬の無いよう、貴市よりホームページ上で公表頂けないでしょうか。	ご意見として承ります。

■実施方針に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
37	リスク分担表 測量・調査リスク	別紙	2							測量・調査リスクを回避するためにも、現状の測量を貴市にて実施することを検討していただきたいです。	平成26年度に実施した測量結果を閲覧資料とする予定です。
38	リスク分担表 測量・調査リスク	別紙	2							測量・調査リスクのうち「事業者が実施した測量、調査の結果、土地等に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合」に事業者が△となっています。しかしこの場合、事業者には帰責事由がないと考えますので、貴市の負担として頂くようご再考をお願いします。	原案のとおりとします。
39	リスク分担 技術革新リスク	別紙	4							技術革新リスクについて、技術の陳腐化は15年間の管理期間の途中で大きく変わる可能性が十分に予想されます。これらの変化に対する市からの指示以外を事業者で負担するには負担が大きすぎるのではないかと考えられます。技術の陳腐化は市民ニーズと技術の発展の結果であり、甲乙の負担ではないと考えます。国・県などの行政の基準書の変更は市役所の指示に委ねますが、社会的技術発展によるものであれば対応に応じる兼ねる場合もあると考えます。	原案のとおりとします。当該リスク分担は、新しい技術が導入されることにより採用技術が陳腐化しても、市の指示に対応することにより発生したもの以外は、市は費用負担を行わないという趣旨です。したがって、必ずしも新しい技術のものに施設・設備を更新することを事業者に求めるものではありません。

■実施方針に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
40	リスク分担 技術革新リスク	別紙	4							数年前から一人一台のスマホが普及し、その機能についても目まぐるしい技術の発展が起きている。インバウンドで訪れる外国人に対しサインの標記では2カ国語対応を基本とし、要所で4カ国語としています。今後は益々多国語の要請があるかも知れません。管理期間の途中で施設の増設や施設の改造等が起こった場合に受託者の負担で対応するには大きな経費の出費になることもありますので、別紙 リスク分担表の再考をお願いします。	No.39の回答を参照してください。
41	現施設の利用について									現施設における年間の事業、イベント、行事等の実施状況について、資料を開示いただけませんか。	市民会館のホームページで確認してください。
42	現施設の見学について									実施方針説明会において、現在の市民会館内を見学させていただくことができませんでしたが、本事業においては現市民会館の機能継承が大きな柱となっていることから、現施設がどのように利用されているのかを把握することが大切だと考えます。入札説明会において現施設の見学をご検討いただけますよう、お願いいたします。	見学は予定していません。なお、市民会館の利用状況は公表資料や市民会館のホームページで確認してください。
43	事業費総額の上限金額の設定について									VFMそのものではなく、PSCとPFI/LCCが適正に計画され、入札上限金額を設定いただきたい。	ご意見として承ります。

■実施方針に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
44	事業費総額の上限金額の設定について								事業期間の物価変動(人件費, 物品費等)が想定されている予算(入札上限額)を設定いただきたい。	ご意見として承ります。なお, サービス対価は, 物価変動の基準に基づき見直しを行うことを想定しています。詳細は, 入札公告時にお示しします。
45	官民対話								官民対話の開催回数を増やしていただきたい。	原案のとおりとします。
46	入札書類(提案書)								事業提案書の提出枚数について, 重複しない記載項目にしていただき, 枚数低減をお願いしたい。	ご意見として承ります。
47	施設の建設と維持管理, 運営管理, 指定管理者の区域, 協定の区域								本事業には「拠点文化施設事業」と「須崎公園」事業に大区分され, 施設は「拠点文化施設(建築物と外構)」と「須崎公園」に区分, 管理運営については「拠点文化施設(屋内+屋外)」と「須崎公園(屋外)」に区分されています。現場での管理運営の視点で区分すると, 「拠点文化施設」と「須崎公園(拠点文化施設外構と公園区域)」に分けられます。公園区域の管理を組織として考えれば, 屋外と屋内の2つの管理区域に分けて行うことが現実的と考えます。今後, 指定管理者として屋外の管理運営については, 別々の協定を組むこととなっていますが, 「屋内」と「屋外」のエリアで区分する管理運営区域の考えにはならないでしょうか? 建物管理者と公園管理者の2者に整理して頂くことで協定の責任分担を明確にできれば良いかと思えます。	拠点文化施設及び須崎公園ともにSPCを指定管理者に指定します。

■要求水準書（案）に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
1	モニタリング等 (維持管理・運営段階)	5	第1	6	(1)					将来15年間の社会的背景の変化や社会需要, または対応策について見込みが取れない事項についての評価については, →要求水準書(案)第1. 6要求水準の変更 (1)要求水準の変更事由における, 市の事由により業務内容の変更が必要なとき, 及びその他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。に準じ変更を前提する, 協定書を組み入れて頂きたい。	ご意見として承ります。
2	駐車場	15	第2	3	(12)	③				敷地内の駐車場について, 「地下を中心」とありますが, 提案の自由度を上げるため, 本条件を削除いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
3	情報通信設備	19	第2	3	(14)	③	ア			現市民会館でも, 光回線を利用した催事が年に数回ある為, 設計段階でホールやロビー楽屋等で利用できるよう常設回線の設置を検討してはどうか。	公衆無線LANの導入は要求水準としています。
4	舞台設備共通	26	第2	4	(1)					「設備機器については, 納入時点で最新の機器を取り入れることを原則」とありますが, 本事業では事業者選定から設備の納入まで複数年の期間があることから, 提案時に納入時点での最新機器を想定することが難しいと考えます。本要求水準の内容を緩和していただくことはできませんでしょうか。	原案のとおりとします。なお, 導入について協議は可能です。

■要求水準書（案）に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
5	大ホールエリア	27	第2	4	(1)				オーケストラピットの配置についての詳細が明記されていないが、観客に楽器や演奏者の一部が目線に入らない旨を明記してはどうか。	事業者の提案に委ねることとします。
6	大ホールエリア<舞台照明設備>	29	第2	4	(1)				調光設備「・調光操作卓は～プリセットフェーダタイプ(100ch×3段)とする。」とありますが、大ホール、中ホールそれぞれ100本×3段プリセット卓が必要でしょうか？各ホールで100本×3段プリセット卓が使用できる環境(設置スペース、インフラ他)は必要だと思われませんが、大・中ホール同時に100chプリセットフェーダ卓を使用する頻度は限られていると思います。例えば、「大ホール100ch×3段」「中ホール60～80ch×3段」を基本として、それぞれのホールに20ch～40ch単位で移動して相互利用が可能なシステムとした方が、多様な催し物にフレキシブルに対応が可能となり、使い勝手が良いように思います。	原案のとおりとします。
7	大ホールエリア	31	第2	4	(1)				プロジェクターの設置に関しては、プロジェクターの進化は早く、5年程度で陳腐化する事や、大半が持込となっている為、設置スペースのみの確保ではどうか。	原案のとおりとします。
8	大ホール搬入口	32	第2	4	(1)				搬入口は「舞台と同一階で計画する」とありますが、提案の自由度を上げるため、本条件の緩和もしくは削除いただけますでしょうか。	原案のとおりとします。

■要求水準書（案）に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
9	搬入口	32	第2	4	(1)				搬出入で使用した11tトラックの駐車台数について明記されていないが、現市民会館では8台が駐車可能であり、それを踏まえた駐車区画の確保について記載してはどうか。	事業者の提案に委ねることとします。
10	各ホールエリア	38							各ホールの客席扉を二重扉にし、外光等が直接客席に入らないようにすることが必要と考える。また、扉は高齢者でも開閉が容易にできるものと明記した方が良いのではないかと。	第1文については、前室の設置を要求水準としています。第2文については、事業者の提案に委ねることとします。
11	中ホールエリア<舞台照明設備>	42	第2	4	(2)				調光設備「・調光操作卓は～プリセットフェーダタイプ(100ch×3段)とする。」とありますが、大ホール、中ホールそれぞれ100本×3段プリセット卓が必要でしょうか？各ホールで100本×3段プリセット卓が使用できる環境(設置スペース、インフラ他)は必要だと思われるが、大・中ホール同時に100chプリセットフェーダ卓を使用する頻度は限られていると思います。例えば、「大ホール100ch×3段」「中ホール60～80ch×3段」を基本として、それぞれのホールに20ch～40ch単位で移動して相互利用が可能なシステムとした方が、多様な催し物にフレキシブルに対応が可能となり、使い勝手が良いように思います。	原案のとおりとします。
12	中ホールエリア	43	第2	4	(2)				乗込み業者等は機材を持ち込み客席に設置する事が主流な為、客席をつぶさないように最後列の高い位置に専用のスペースを設けてみてはどうか。	事業者の提案に委ねることとします。

■要求水準書（案）に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)		
13	文化活動・交流ホール	50	第2	4	(3)				150席の椅子を配置できる面積とあるが、椅子を配置しない場合の定員数も表記してはどうか。	原案のとおりとします。なお、150席は定員ではなく、要求水準になります。
14	植栽計画	58	第2	5	(10)				保全指定樹木を保全及び移植することについて、生物であり、海岸に近く塩害等の影響を受けている可能性もありますので、目標とすることに留めていただきたいです。	原案のとおりとします。
15	植栽計画	58	第2	5	(10) (11)	② ③			(10)安心、安全を確保するため周辺道路からの見通しを確保する。及び(11)②③で、幹線道路沿いに、喧騒緩和にも寄与する植栽計画とする。とあります。現況及び計画を想定すると、幹線道路との距離は近く、植栽地の幅員は確保しにくい状況です。防音効果を果たすために緑化密度を高くすると“見通し”が悪くなると思われます。現実として不可能ではないでしょうか。	幹線道路沿いの植栽計画については、喧騒緩和にも寄与するとしており、植栽において完全な防音効果を発揮することは求めておりません。見通し確保などのバランスを考慮した優良な植栽計画の提案をお願いします。
16	事業評価業務	65	第3	2	(3)	②	ア		個別業務に係るモニタリング項目に関して、過度なモニタリング項目の設定は通常の業務に支障を来すことも考えられますので、必要最低限として頂きたく存じます。	ご意見として承ります。

■要求水準書（案）に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
17	建設工事	73	第5	2	(1)	③	ア			「工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生」しないよう努めることは勿論ですが、起因が工事と結論付けられない場合や不可抗力・回避不能な事象の場合は、責務の免除を協議頂けないでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由がない場合については、事業者の責任ではありません。回避不能な事象で第三者への賠償が必要となる場合は、市と事業者で協議します。
18	解体撤去工事	73	第5	2	(1)	③	イ			解体工事の範囲につき地中障害物の撤去は不要として頂きたい。	原則として、撤去してください。
19	解体撤去工事	73	第5	2	(1)	③	イ			福岡市民会館に関して、一般図及び杭なども含めた構造図を配布して頂けないでしょうか。	現存する資料については、公表します。
20	設備概要書及び舞台仕込み図等の制作	81	第7	2	(1)	②	イ			「舞台仕込み図」とは打合せ後の具体的な内容が記載されたものであり、「舞台関係の各種図面」という表記の方が適切ではないか。	「舞台仕込み図」を「舞台関係の各種図面」に修正します。
21	開館記念式典及び内覧会等の実施に係る業務	82	第7	2	(3)	①				開館記念式典については設置者の意向が強く反映されるため、別途仕様書を定めたうえで施設運営者と随意契約を締結してはいいかがでしょうか。	原案のとおりとします。

■要求水準書（案）に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所								内容	回答
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)	a		
22	須崎公園の開園時間等	105	第9	1	(11)	②	ア			「須崎公園の開園時間については、無休・終日開園とする」とありますが、治安維持やホームレス対策のため、夜間を閉園とする提案を可としていただきたく、ご検討いただけませんか。	原案のとおりとします。
23	自由提案施設の設置 行政財産の貸付等	113	第9	2	(6)	①				事業者から自由提案事業の提案内容について、実現性の高い提案を行うために、入札公告前に質問や承諾可否判断を伺う機会や方法を設けて頂けないでしょうか。	スケジュールの都合上、入札公告前の実施は困難です。なお、具体的な自由提案施設の設置可否については、入札公告後の質問にて回答します。
24	自由提案施設の設置 行政財産の貸付等	113	第9	2	(6)	①				自由提案施設の検討にあたり、事業期間満了前に撤退した場合の違約金規定や貸付料の担保規定等が設けられた場合、提案のハードルが非常に高くなります。当該規定は入れないで頂けますでしょうか。また、事業期間満了迄に経済環境の変化や消費者のニーズの変化に伴い、柔軟に自由提案施設を更新することはお認め頂けますでしょうか。	第1文については、ご意見として承ります。第2文については、入札公告時にお示しします。
25	別紙一覧									事業費を早期に把握するために、別紙11～14は入札公告時ではなく、できるだけ早い公表をお願いいたします。	入札公告時にお示しします。
26	別紙一覧									別紙4地積測量図、別紙5現況配置図、別紙6現況平面図、別紙7事業用地図、別紙16既存樹木図及び保存指定樹木図の、図面データについて、CADデータにてご提供をお願いいたします。	提供方法等については、入札公告時にお示しします。

■要求水準書（案）に関する意見への回答

No.	タイトル	該当箇所							内容	回答	
		頁	第1	1	(1)	①	ア	(ア)			a
27	福岡県立美術館									福岡県立美術館の現況の平面図, 立面図及び断面図を配布して頂けないでしょうか。	福岡県立美術館は本市の施設ではなく, 図面等を保有していないため, 公表できません。